

玉野市スポーツ推進計画

平成 2 6 年 3 月

玉 野 市

第1章 計画策定の目的と背景	1
1 計画策定にあたって	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	2
2 スポーツに関する政策・施策の動向	3
(1) 国の計画	3
(2) 県の計画	6
第2章 玉野市スポーツの現状と課題	7
1 これまでのスポーツ推進の取組み	7
2 スポーツに関する市民意識	12
(1) 市民のスポーツ活動の状況	12
(2) 子どものスポーツ活動の状況	22
(3) スポーツ活動団体の状況	27
3 スポーツ推進における課題	34
(1) 取り組むべき課題	34
(2) スポーツ推進の基本的視点	35
第3章 計画の目標と基本施策	39
1 計画の目標	39
(1) 基本理念	39
(2) 計画の体系	39
2 計画の基本指針	42
(1) 生涯スポーツの推進	42
(2) 青少年スポーツの推進	43
(3) 高齢者・障害者スポーツの推進	43
(4) 地域スポーツの推進	44

3 計画の重点目標.....	45
重点目標1 スポーツへの関心の向上.....	45
(1) スポーツイベントの推進.....	45
(2) スポーツの魅力発信	45
重点目標 2 スポーツ機会の提供.....	47
(1) スポーツを気軽に実施できる仕組みの充実.....	47
(2) 高齢者や障害者のスポーツ活動の推進	47
重点目標 3 スポーツを支える体制の整備	49
(1) 地域スポーツクラブの活動支援.....	49
(2) スポーツ指導者の養成	49
重点目標 4 スポーツ施設の充実.....	52
(1) 市民ニーズに応じたスポーツ施設の充実.....	52
4 計画の評価指標.....	53
第4章 計画の推進にあたって	56
1 計画の推進体制.....	56
2 計画の評価及び見直し.....	56
資料編.....	58
1 玉野市スポーツ推進審議会	58
(1) 条例.....	58
(2) 規則.....	60
(3) 委員名簿	62
(4) 開催状況と計画策定経緯	63
2 市民アンケート調査結果.....	64
(1) アンケート調査の概要	64
(2) アンケートの個人属性	65
3 パブリックコメント実施結果	68

第1章 計画策定の目的と背景

1 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

近年、生活水準の向上や余暇時間が増加する中、スポーツやレクリエーション活動を楽しむ市民が増加し、活動内容も多様化しています。

また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の健康づくり、介護予防などスポーツが果たす役割の重要性が増しています。

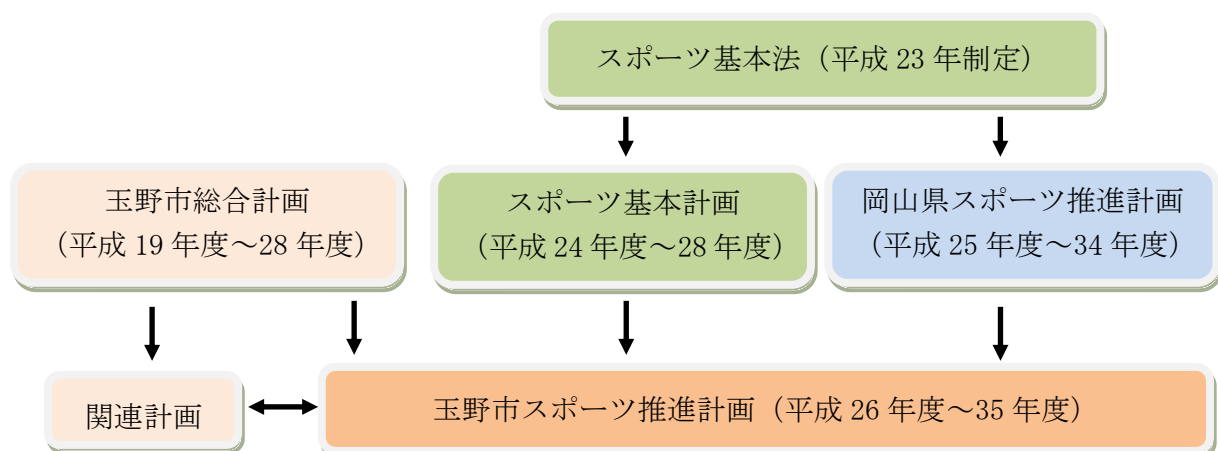
一方、少子化による児童・生徒数の減少のため、学校単位でのスポーツクラブ等の維持が困難になっているケースもみられます。

そのため、スポーツ振興並びに体育施設の整備など、スポーツに関する事業について、計画的に推進を図るとともに、スポーツ基本法において、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとなっていることから、中長期的な基本計画として、「玉野市スポーツ推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「スポーツ基本法」第10条に位置付けられている「地方スポーツ推進計画」です。国の「スポーツ基本計画」や「岡山県スポーツ推進計画」との整合を図るとともに、上位計画である「玉野市総合計画」におけるスポーツ分野の部門計画として、具体的な取り組みの方向性を示すものであり、本市のスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るための指針となるものです。

図表 1-1 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、概ね 5 年を目途に再検討を行い、適宜見直しを行うなど、計画の実行性を高めます。

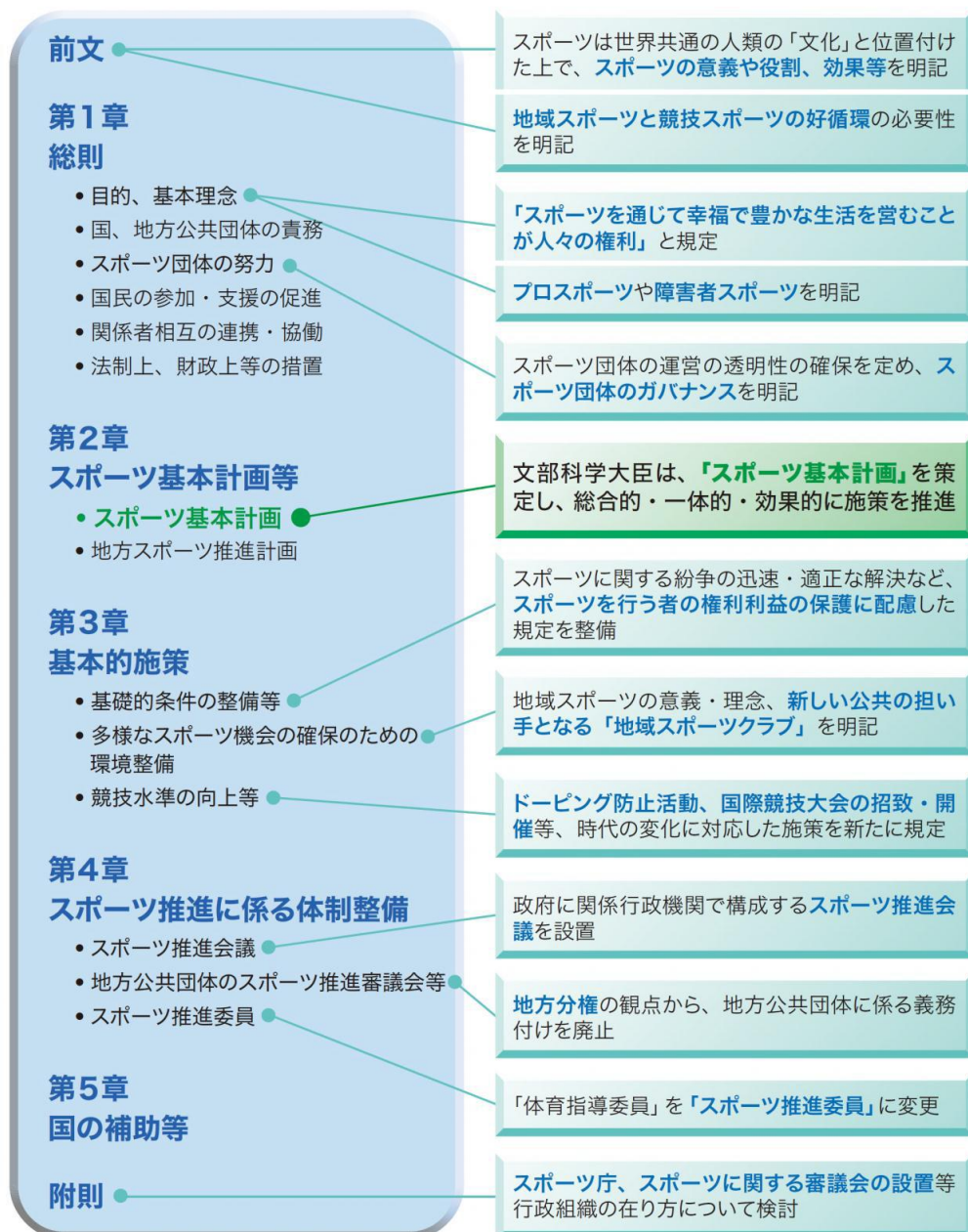
また、計画期間中であっても、社会情勢等に著しい状況変化があった場合は、新たに取り組むべき事案を加味するなど柔軟に対応してまいります。

2 スポーツに関する政策・施策の動向

(1) 国の計画

① スポーツ基本法

平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。同法においては、スポーツは世界共通の人類の「文化」として位置付け、また「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」として規定し、「権利としてのスポーツ」などを基本理念に定め、スポーツがすべての人々にとってより身近な存在となり、心身の健全な発達、活力ある社会の実現などに寄与するものとしています。



②スポーツ基本計画

平成 24 年 3 月、「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。同計画では、「スポーツ基本法」に示された理念の実現に向け、平成 24 年度から 10 年間のスポーツ推進の基本方針と、前半 5 年間における総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されています。

1) スポーツを通じて目指す社会

「スポーツ基本計画」では、スポーツの果たす役割の重要性を踏まえ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指していくことが必要であるとされ、その具体的な社会の姿として以下の 5 つが掲げられています。

1. 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
2. 健康で活力に満ちた長寿社会
3. 地域の人々の主体的な協同により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
4. 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
5. 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2) スポーツ推進の基本方針

スポーツ基本計画では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の 7 つの課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指しています。

1. 子どものスポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
6. スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7. スポーツ界の好循環の創出

スポーツ基本計画の全体像

〈我が国の社会の変化〉

少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

〈今後目指すべき社会像〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国（持続的发展が可能な社会）

〈スポーツ基本法の制定〉

- スポーツ振興基本計画の課題
 - ・子どもの体力の上昇
 - ・生涯スポーツ機会の向上
 - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
 - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
 - 公平・公正性、透明性向上の要請
 - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
 - ・国際化の進展 等

- スポーツ基本法の制定
 - ・「スポーツ権」の確立
 - ・スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上）の明確化 等

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国

スポーツの意義や価値が広く共有
＝「新たなスポーツ文化」の確立

〈計画の策定〉

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

⑤ 国際交流・貢献の推進

④ 国際競技力の向上

⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦ 好循環の創出

① 子どものスポーツ機会の充実

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

〈計画の推進〉

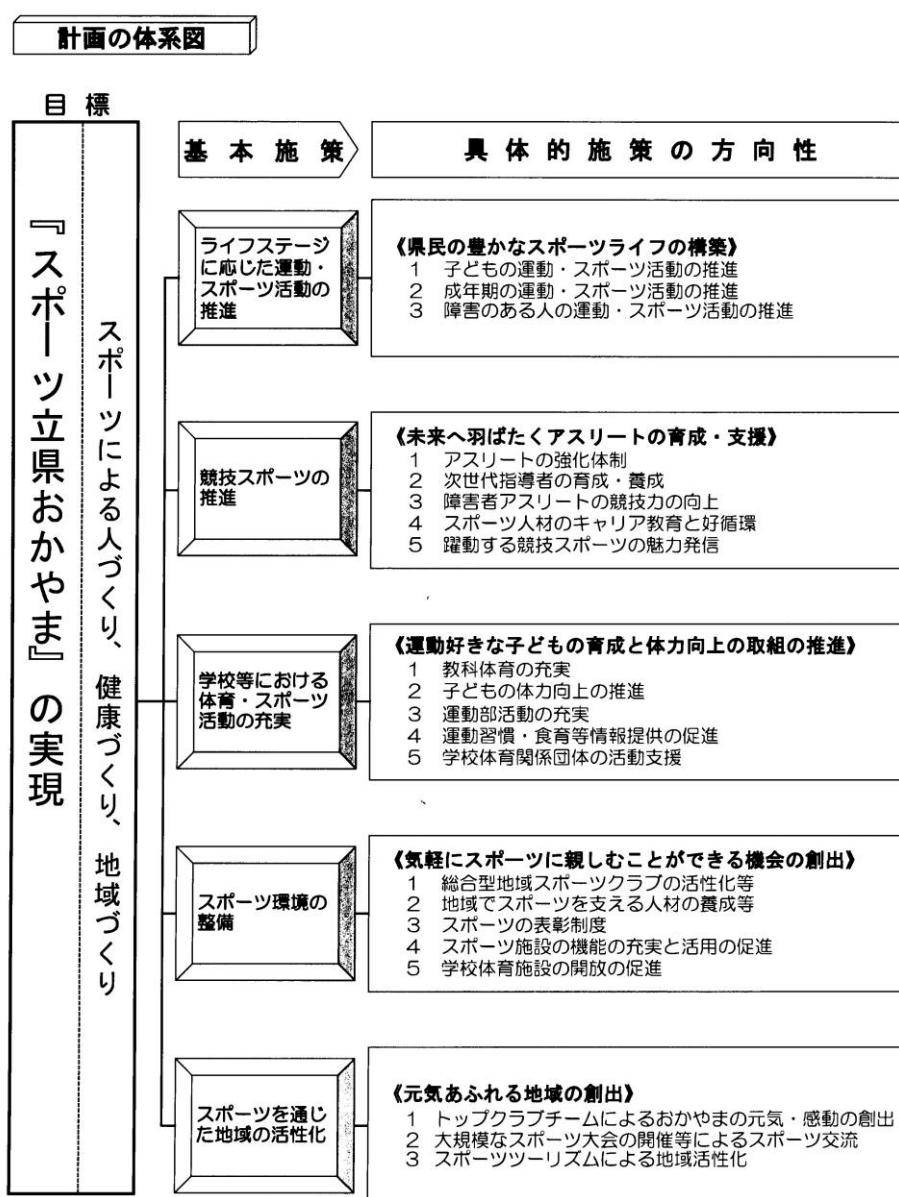
- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

(2) 県の計画

平成 25 年 3 月、スポーツ基本法に基づく「岡山県スポーツ推進計画」が策定されました。同計画は、全ての県民が生涯にわたり、「スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える」というスポーツ活動に参加することにより、スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪が広がり、夢、勇気、感動を創出できる「スポーツ立県おかやま」の実現を目指し、平成 25 年度から 10 年間のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

この計画に基づき、市町村やスポーツ団体をはじめ、関係機関・団体との協力・連携のもと、県民総参加でスポーツ推進に取り組むこととしています。

図表 計画の体系図



第2章 玉野市スポーツの現状と課題

1 これまでのスポーツ推進の取組み

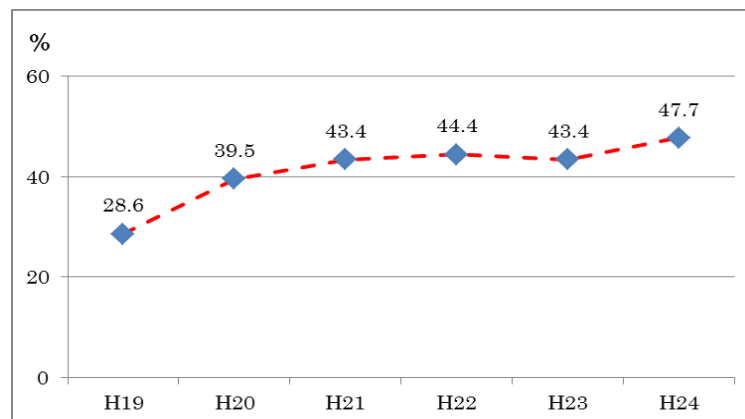
玉野市スポーツ振興計画（計画期間：平成16年度～平成25年度、「以下、前計画という。」）においては、豊かな生涯スポーツ社会の実現に向け各種施策を展開してきました。

前計画においては、3項目を重点推進事項として位置付けており、その取組み状況は以下のとおりです。

（1）成人の週1回以上のスポーツ実施率60%以上とする。

過去5年間に於いて、スポーツ実施率は微増傾向にあるものの、目標数値である60%には達していません。

図表 この1年間で週1回以上スポーツをした市民の割合(市民意識調査)



※市民意識調査・・・18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象に、アンケート調査を毎年定期的実施。

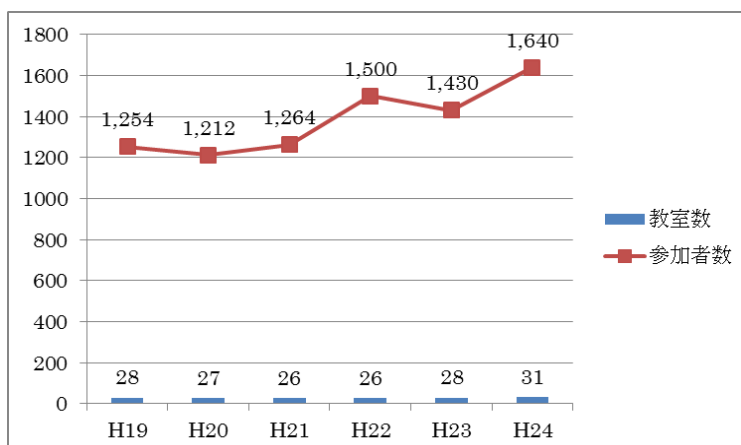
玉野市総合計画に掲げる各施策の目標指標の実績把握等を目的に行うもの。

（2）総合型地域スポーツクラブの育成・拡大を推進する。

総合型スポーツクラブは平成11年10月1日に結成し、以降、運営委員会を母体とし、指導者協議会等と連携し運営を行ってきました。

国助成事業の変遷に伴い、平成19年度には年間会員制の廃止など運営方法の見直しを行っているものの、核となるスポーツクラブ教室は順調に推移しており、市民のスポーツ活動の振興や健康づくりといった目的を担っています。

図表 スポーツクラブ教室の実施状況



※スポーツクラブ教室・・・広く市民のスポーツに対する理解と関心を深め、技術向上を図るため、玉野市スポーツ振興財団において各種スポーツクラブ教室を開催。

(3) スポーツ振興審議会を設置する。

スポーツ振興審議会は平成16年4月1日に設置し、前計画の具体施策の検討等を行っています。

また、国のスポーツ基本法施行に伴い、平成24年度からスポーツ推進審議会に名称を変更しています。

新計画を策定するに当たり、前計画の施策について、その取組み状況を前計画評価・検証一覧（図表）のとおり、取りまとめました。

本市においては、生涯スポーツの振興として、幅広い年齢層を対象とした各種スポーツクラブ教室の開設や、健康ウォーク事業をはじめとした各種スポーツ行事の開催などを行ってきました。

また、地域に密着したスポーツ活動の推進として、地区コミュニティ団体が行うグラウンドゴルフ大会や地区運動会などの取り組みに対し支援を行ってきました。

加えて、小中学校の体育施設を地域に開放することで、地域におけるスポーツ活動の場を提供し、スポーツ活動の促進を図ってきました。

その他、スポーツ推進委員会を中心とした、年齢や体力を問わず手軽に楽しめるニュースポーツの普及の取り組みを行ってきました。

競技スポーツの振興としては、29競技団体が加盟する体育協会への大会補助や、41団が登録するスポーツ少年団への育成費助成などの活動支援とともに、功労者表彰など顕彰を行い、競技力の向上および組織強化を図ってきました。

その他、広くジュニア層への競技スポーツの普及を目的に、トップアスリートを招聘した、スポーツ教室の開催や、各種競技スポーツの全国大会以上の大会参加者への激励金の支給並びに激励会の開催などを行ってきました。

前計画評価・検証一覧のとおり，構想段階の施策や未実施となっていた施策としては，「スポーツボランティア組織体制の整備」，「指導者養成マニュアルの作成」，「スポーツ・レクリエーションセミナーの開催」，「ウォーキングコースの整備」などがあります。

これらの施策については，市民ニーズや国の動向においては，施策の方向性が継続・拡大しているものもあることから，内容の見直しを行い，新計画において継続して取り組んでいく必要があります。

第2章 玉野市スポーツの現状と課題

図表 玉野市スポーツ振興計画（前計画）評価検証・一覧

①評価の基準 A・・・十分な成果があった B・・・概ね満足な成果があった C・・・成果がやや不十分であった。 D・・・成果に不満が残った。		
施策名	施策内容	①評価
(1) 推進体制の整備・充実		
①市スポーツ振興審議会の設置	スポーツ振興審議会を設置し、効果的に施策の推進を図るとともに、関係機関が連携しスポーツ推進体制の充実に努める。	A
②市スポーツリーダーバンクの設置	スポーツリーダーバンクを設置し、指導協力体制の確立と活用の推進を図る。	C
③スポーツボランティア組織体制の整備	市民の要望に応じた派遣指導が行えるようスポーツボランティア組織体制の整備に努める。	D
(2) 指導者の養成確保		
①体育指導委員の資質向上	体育指導委員活動の一層の充実のため、体育指導委員の資質向上を図る。	A
②レクリエーション指導者の発掘と養成確保	市民の多様化するスポーツニーズに応えるため、スポーツ・レクリエーション関係団体、機関との連携を図りながら、スポーツ指導者の発掘、養成確保に努めます。	C
③地域スポーツ指導者の育成	市民の健康体力づくり活動の推進を図るため、地域スポーツ指導者、専門指導員の養成に努める。	B
④指導者養成マニュアルの作成	関係機関が連携し、指導者の養成に係るマニュアルを作成する。	D
(3) プログラムの整備・充実		
①体育指導委員による市民への実技指導	健康体力づくり、ニュースポーツなど、地域住民に対し、スポーツの実技指導等を行う。	A
②スポーツ・レクリエーション交流事業の展開	年齢等を問わず幅広い層が参加できる、スポーツ・レクリエーション事業を展開し、世代間を超えた交流を図る。	C
③ニュースポーツなどの講習会、教室の開催	ニュースポーツの普及促進を図るための講習会・教室を開催する。	A
④スポーツ・レクリエーションセミナーの開催	市民の健康保持増進と体力づくりを目的としたスポーツ・レクリエーションセミナーを開催する。	D
⑤ウォーキング運動の普及	気軽にできるウォーキングの普及推進に努める。	A
⑥ライフステージに応じた体力向上のための情報提供	ライフステージに応じた基礎体力向上のための情報を提供し普及を図る。	A
(4) スポーツ団体の育成		
①総合型スポーツクラブの育成・拡大	スポーツの幅広い活動が可能な総合型地域スポーツクラブの育成・拡大を目指す。	B
②体育協会の組織強化と支援	体育協会、体育関係団体の競技力向上を推進するため、活動支援に努めるとともに、競技スポーツの活動促進に努める。	A
③スポーツ振興財団の機能強化	スポーツ振興財団の機能を強化し、スポーツ活動の機会・内容の充実に努める。	A
④スポーツ少年団本部の組織強化と育成支援 スポーツ少年団活動の一層の活性化	活発なスポーツ少年団活動を推進するため、スポーツ少年団本部の組織強化と育成支援に努めるとともにスポーツ少年団の一層の活性化に努める。	A
(5) 体育施設の整備充実		
①屋外スポーツ施設の整備充実	市民が年齢と体力に応じ、日常的に行うスポーツ活動のための身近なスポーツ施設の整備に努める。	B
②多目的広場等の整備	市民のスポーツ活動をより一層推進するため、多目的広場等の屋外スポーツ施設・設備及び屋内体育施設改修などの整備充実に努める。	B
③屋内体育施設の充実	老朽化する既存体育施設については、計画的に改修整備を行い、利用者の安全と快適性に努める。	B
④ウォーキングコースの整備	市民が気軽に参加できるスポーツ、ウォーキングを普及させるために、コースの整備を図る。	D

第2章 玉野市スポーツの現状と課題

②次計画における位置付けの基準 ※重要度、緊急度、必要性等を総合的に考慮し設定 継続・・・継続して取り組むもの。 見直し・・・前計画の内容を見直すもの。 完了・・・前計画において完了したもの。 廃止・・・廃止するもの。		
実施結果	課題	②次計画における位置付け
(1)推進体制の整備・充実		
スポーツ振興審議会を平成16年に設置し、関係機関の連携により、前計画の具体施策の検討等を行った。	-	完了
市生涯学習人材バンク、県スポーツリーダーバンクを活用した取り組みの充実を図る必要がある。	・スポーツリーダー人材の確保 ・利用団体とのマッチング	見直し
未実施	・ボランティア人材の確保 ・組織体制など仕組みづくり	見直し
(2)指導者の養成確保		
ニュースポーツに関する実技研修会を定期的に開催するとともに、中国地区、県内の研修会へ参加し、スポーツ推進委員(旧:体育指導委員)の幅広い知識の習得、委員相互の連携を図っている。	・地域コーディネーターの役割	継続
スポーツ推進委員、レクリエーション協会等と連携し、指導者の養成確保を図る必要がある。	・指導者人材の確保	継続
県「移動スポーツ相談室」事業等を活用し、外部講師によるスポーツ指導者・育成者研修会を開催するなど、資質の向上を図っている。	・研修機会の充実	継続
未実施	-	廃止
(3)プログラムの整備・充実		
スポーツ出前講座を開催し、要請に応じ、地域に出向きニュースポーツの実技指導を行っている。	・参画機会の充実	継続
各地区のコミュニティ団体等が行う、スポーツ・レクリエーション事業を支援し、世代間交流を図った。一方、より多くの市民の事業参加が課題となっている。	・多世代による参画機会の充実	見直し
スポーツ出前講座の開催、スポーツ用具の貸出など地域でのニュースポーツの普及促進を図った。	・普及啓発の取り組み	継続
未実施	・健康づくりに特化した取り組み	見直し
健康ウォーク事業や、ウォークポーター教室を開催するなど、ウォーキングの普及促進を図っている。	・普及啓発の取り組み	継続
スポーツクラブ教室、健康ウォーク事業をはじめ各種スポーツ行事、健康づくり(はつらつ教室)などの内容について、広報紙やホームページを通じ情報提供を行った。	・各世代への効果的な情報発信	継続
(4)スポーツ団体の育成		
玉野市総合スポーツクラブ、みやまスポーツクラブにおいて、各種スポーツクラブ教室を開催した。一方、クラブの安定的な運営等が課題となっている。	・クラブ運営の財源確保 ・地域住民の運営参画	見直し
加盟競技団体への大会補助等の支援、国体出場者に対する激励金の支給と壮行式の開催、体育功労者の顕彰を行うなど、競技スポーツの活動促進を図った。	・人口減少に伴う競技人口の確保	継続
幅広い年齢層を対象とした各種スポーツクラブ教室の開催や、健康ウォーク事業をはじめ各種スポーツ行事の開催などスポーツ活動の機会の充実を図った。	・公益財団法人化に伴う効率的な運営	見直し
各団への育成費助成や少年団相互の交流を図るため交歓大会を開催した。また、指導者功労表彰の実施や、指導者・育成者研修を開催するなど、少年団活動の活性化に努めた。	・少子化に伴う団員の確保 ・指導者の確保と資質向上	継続
(5)体育施設の整備充実		
玉原総合運動公園内の施設、設備等については、利用者の安全性を踏まえ、緊急度の高いものから、改修等充実に努めた。	・施設維持・修繕にかかる予算の確保	継続
平成18年に玉原運動公園の多目的広場の芝生化を行うなど施設の充実に努めた。	・施設充実にかかる予算の確保	見直し
市内小中学校の体育施設を開放することで、地域でのスポーツ活動施設の充実に努めた。また、総合体育館内の施設、設備等については、利用者の安全性を踏まえ、緊急度の高いものから、改修等充実に努めた。	・施設維持・修繕にかかる予算の確保	継続
未実施	-	見直し

2 スポーツに関する市民意識

スポーツに関する市民意識とニーズの把握を行うため、平成25年9月に、玉野市在住の市民やスポーツ団体等を対象にしたアンケート調査を行いました。

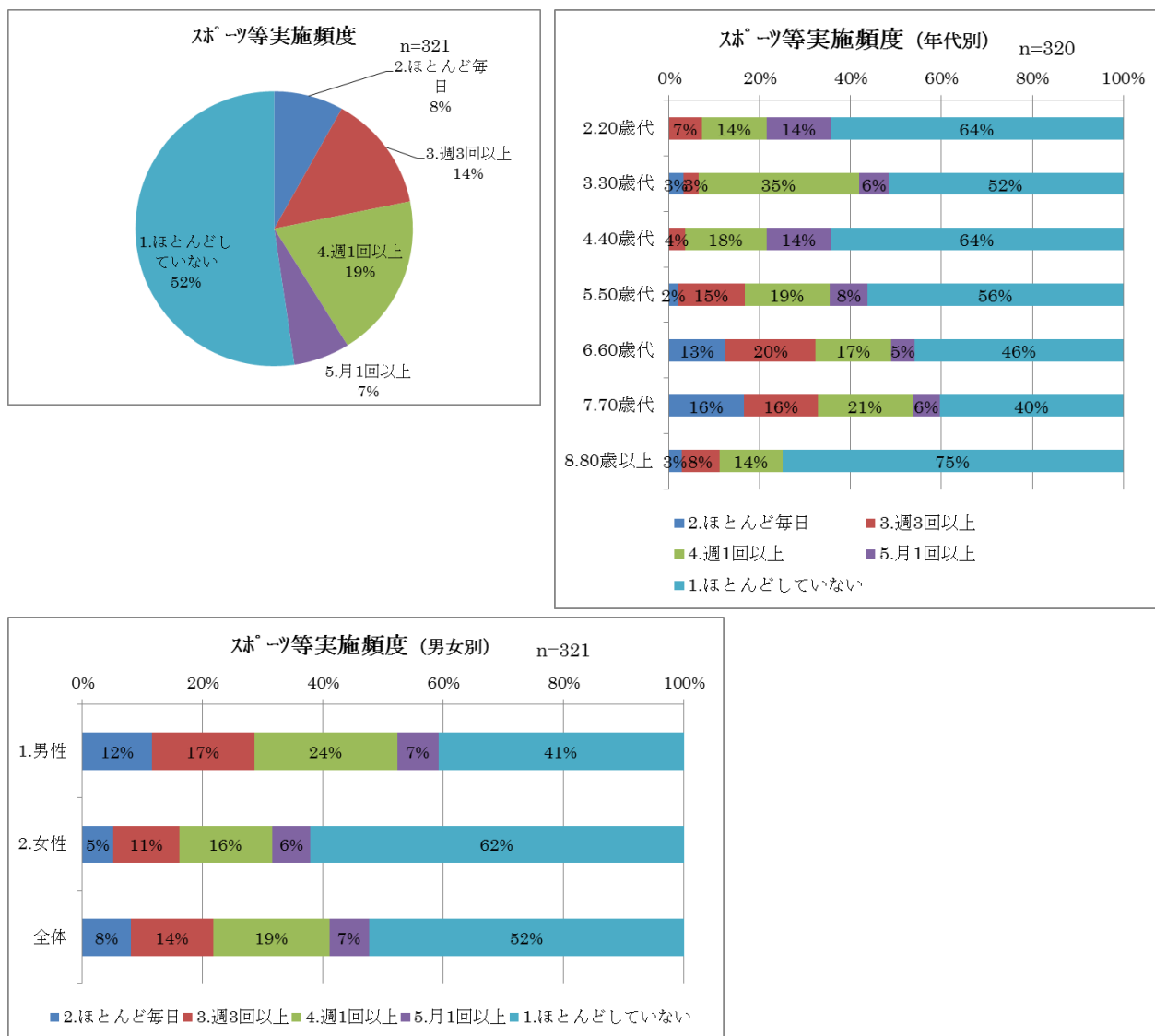
(1) 市民のスポーツ活動の状況

① スポーツの実施状況

スポーツ・レクリエーション・運動の実施状況は、週1回以上実施していると回答した人の割合が41%となっている一方、ほとんどしていない人は52%となっています。

男性に比べ女性のスポーツ実施率が低い状況です。

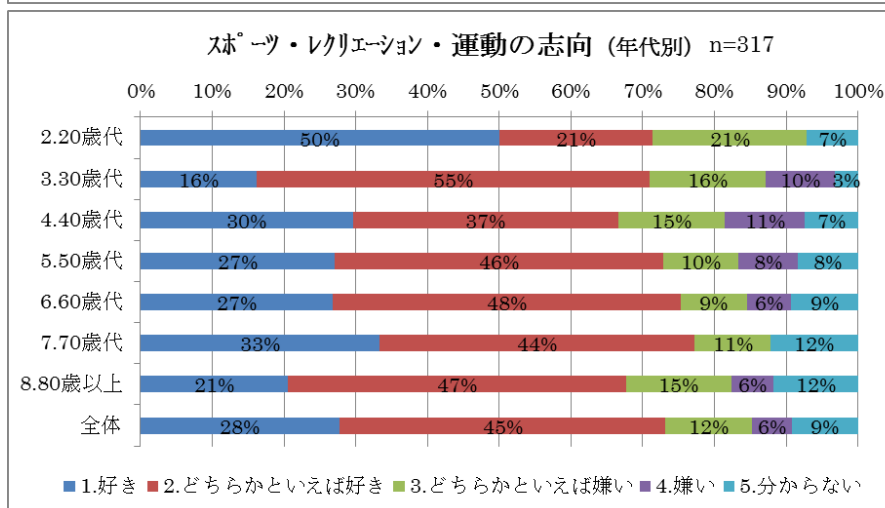
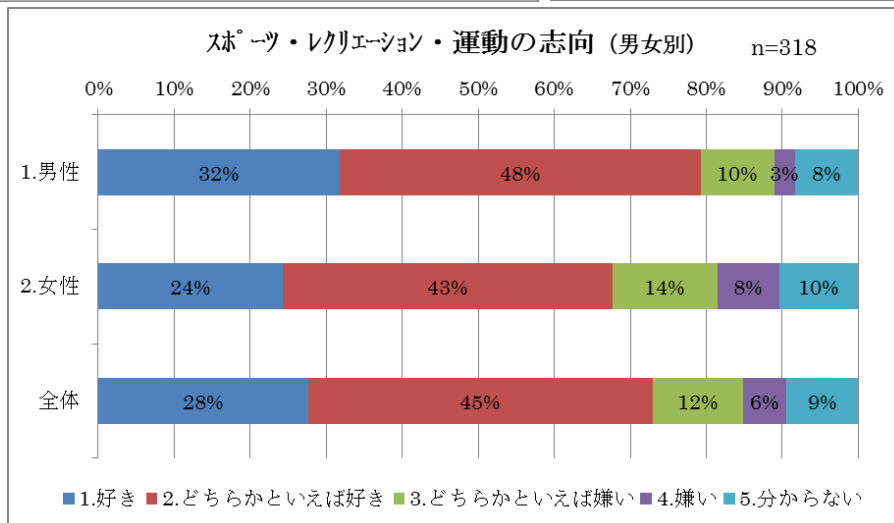
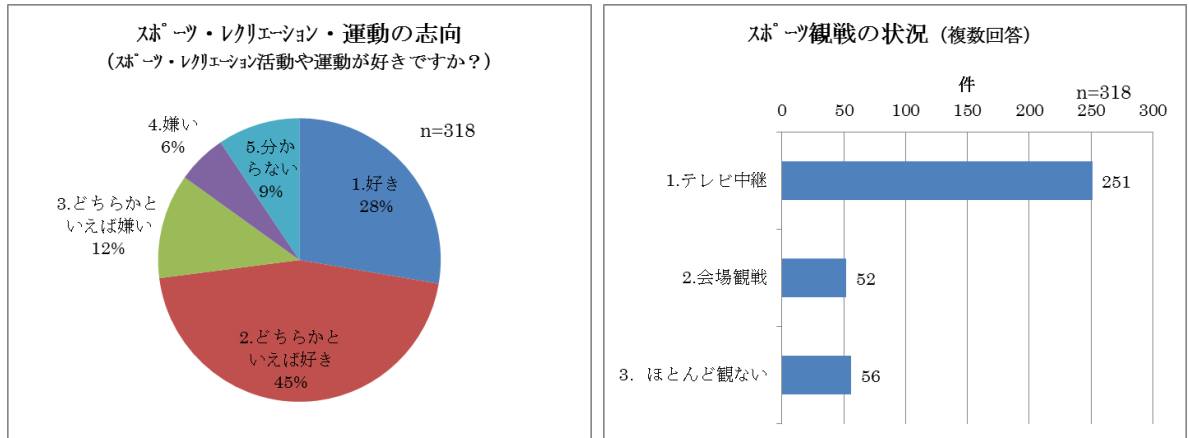
年代別では、20歳代から50歳代の就労者層においてスポーツ実施率は低く、スポーツ等を実施することが可能となるような環境整備やきっかけづくりなど、スポーツの実施率を全体的に引き上げる施策が課題となっています。



② スポーツへの関心

スポーツ等への関心については、高い割合で好意的な回答が多く、また、スポーツ観戦についても多くの市民が行っています。

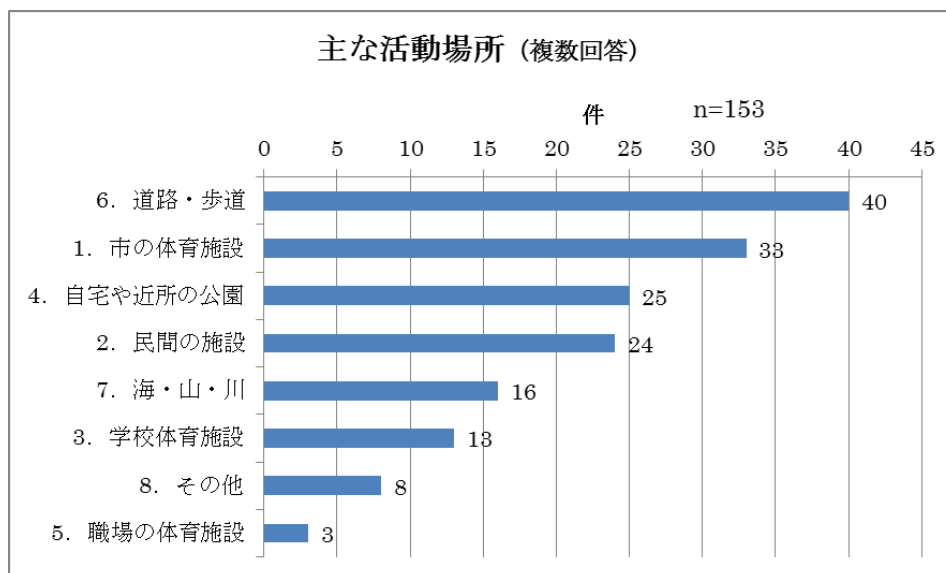
全体的に高い関心を示す中で、好意的な回答をした人の割合が女性では男性より13%低いことや、また、40歳代において好意的な回答の割合が低い状況にあり、これらの年齢層に対するスポーツの意義など、スポーツに対する認識を高めることが重要です。



③ スポーツの実施場所

道路・歩道でウォーキングやジョギング等の活動を行う人が多くみられます。
また、市の体育施設を利用する人も多くみられます。

場所を選ばず気軽に行えるウォーキング等のさらなる普及の為には、環境の整備が肝要です。

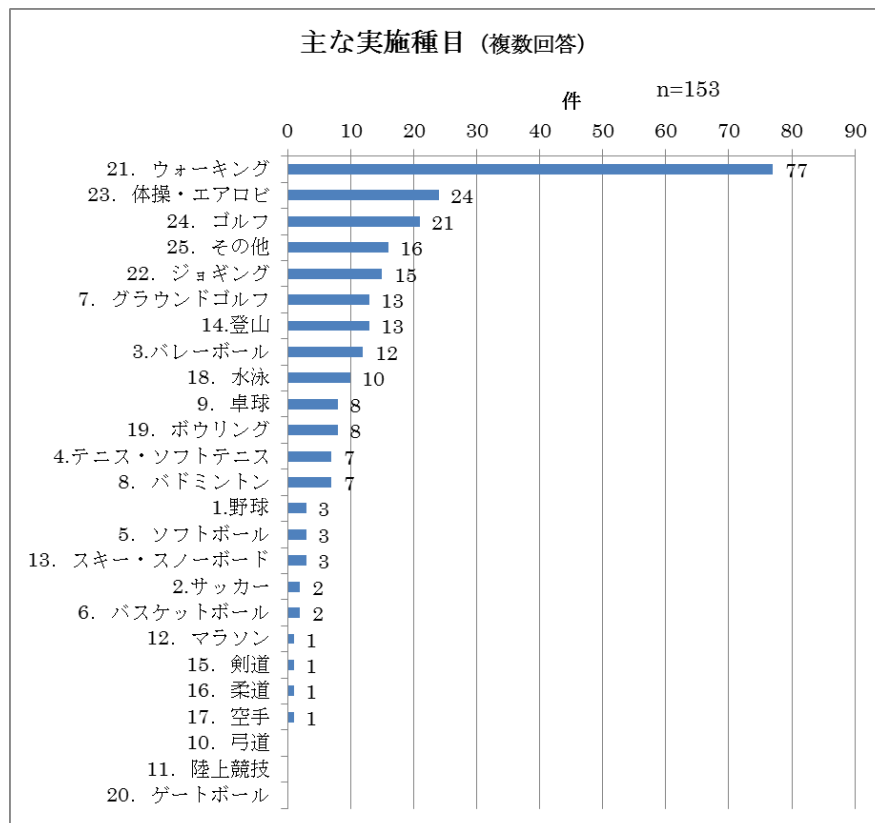
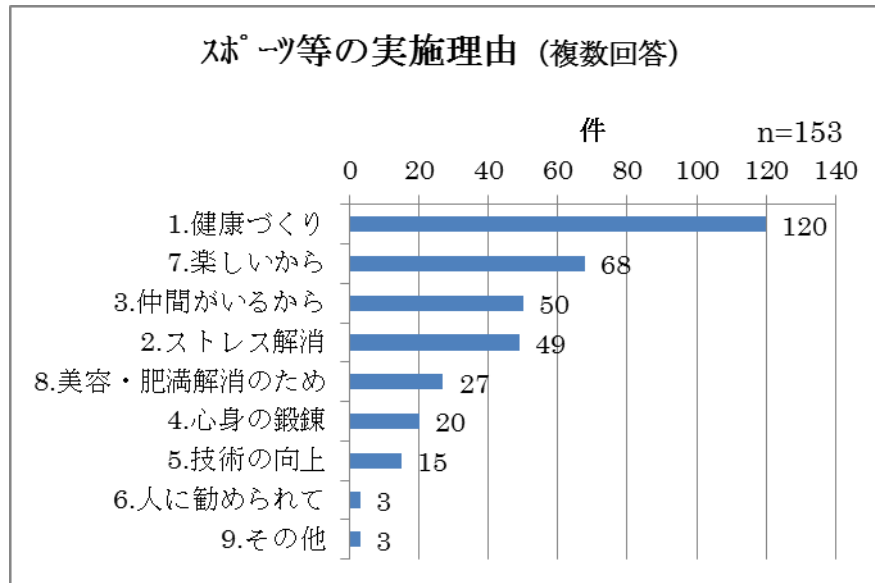


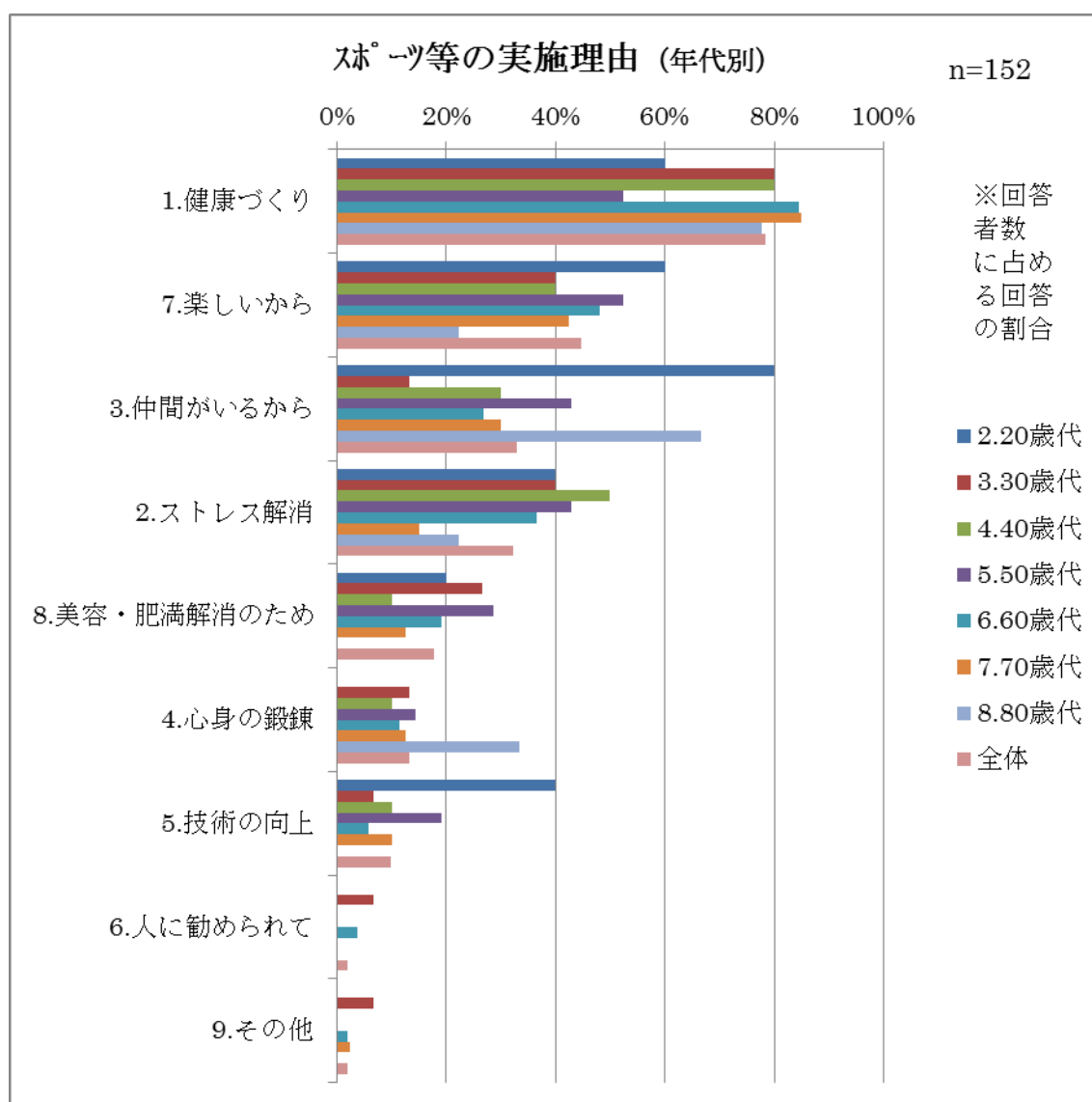
④ スポーツの実施目的

「健康づくり」や「個人的な楽しみ」としてスポーツ等を実施する人の割合が高く、特に高齢者において、「健康づくり」の目的が多くみられます。

競技スポーツを実施する人よりも、個人的に行えるウォーキング、体操、ゴルフなどの実施率が高くなっています。

スポーツ等を実施する人に対しては、継続してスポーツ活動が実施できる環境の整備と、個々のスポーツ活動をつなぐ仕組みや組織づくりなどの施策が求められています。





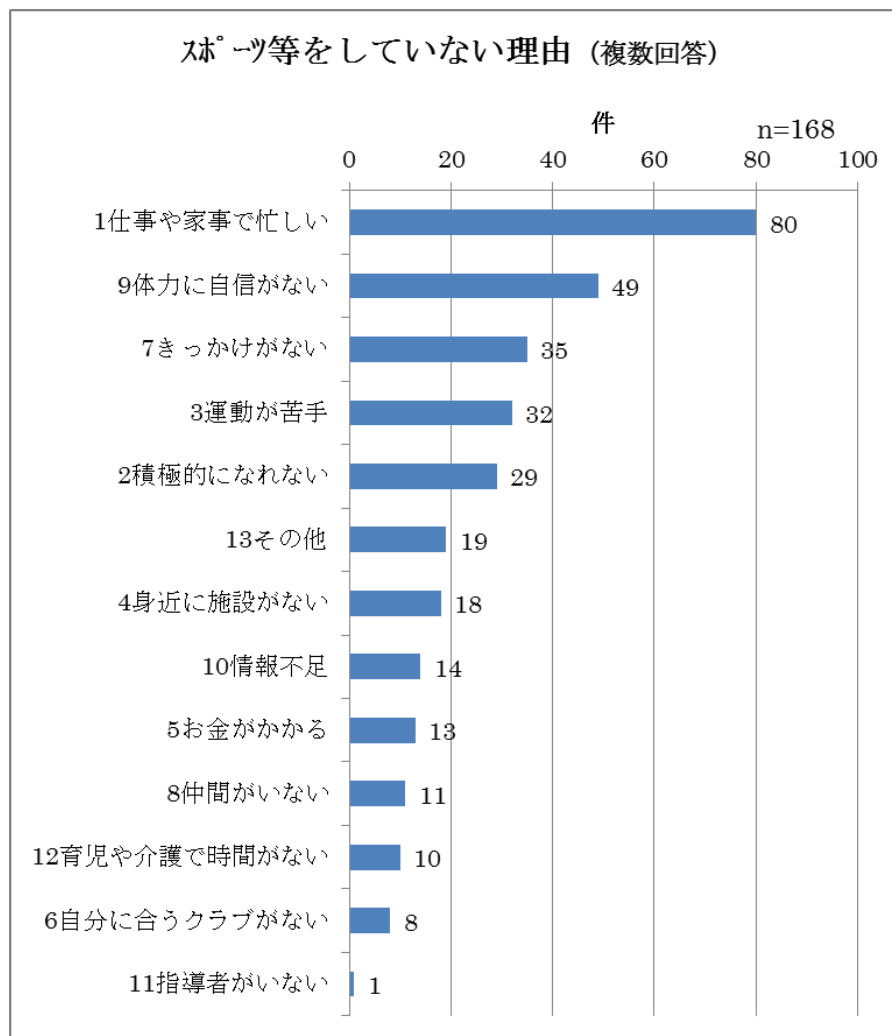
⑤ スポーツをしない理由

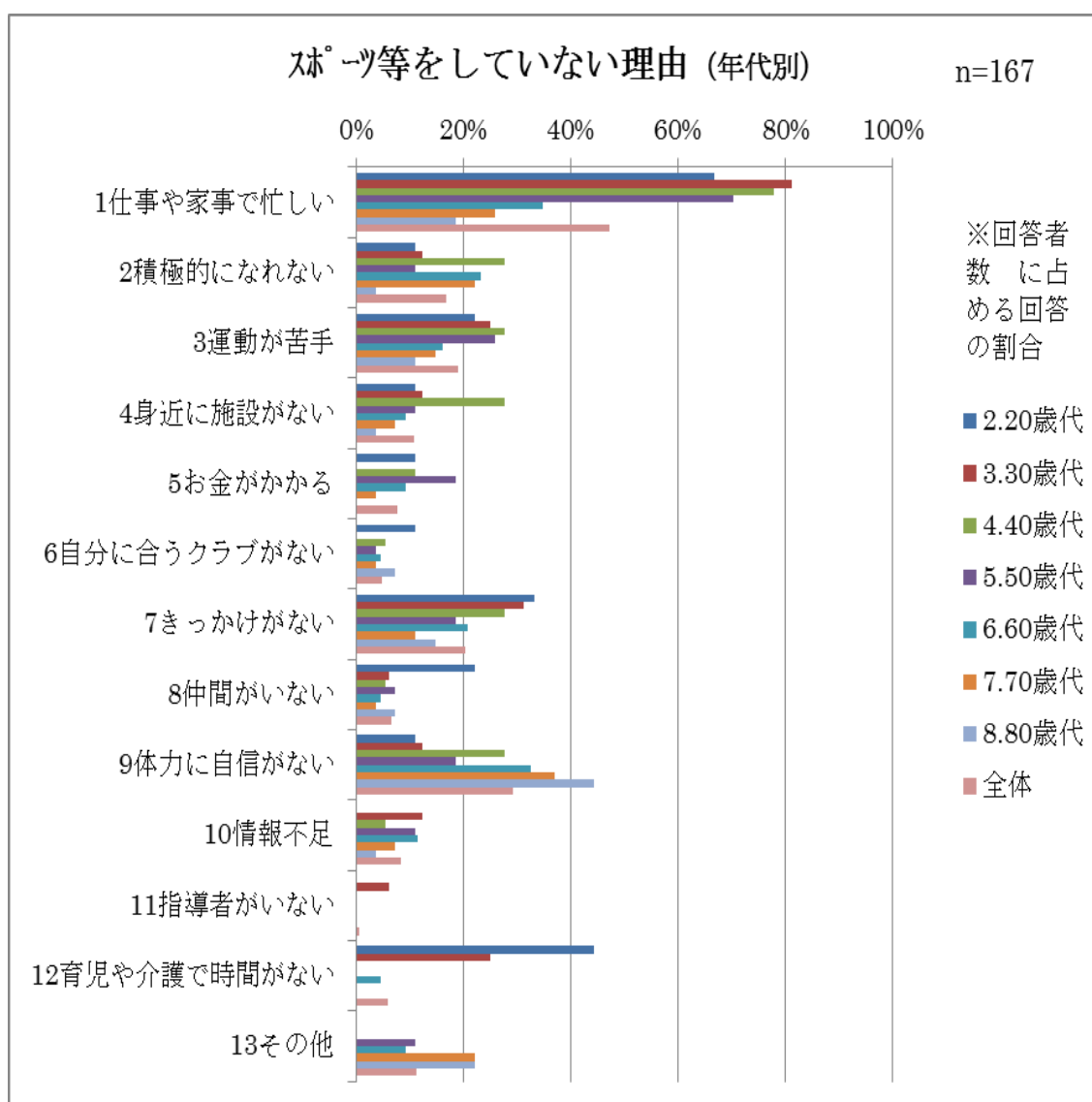
スポーツ等を実施していない人については、「仕事や家事で忙しい」ことを理由とした人が多くみられます。

「きっかけがない」、「積極的になれない」と回答した人も多く、このような人がスポーツ等をはじめる仕掛けづくりが必要です。

特に、20歳代～50歳代の就労世代、家事等に追われる主婦層など、スポーツ実施率の低い層に対して、スポーツに親しむ機会や情報の提供、また活動を支援する組織、環境の整備などスポーツ活動への「きっかけ」づくりが重要です。

高齢者においては、「体力に自信がない」と回答する割合が高くなる傾向があり、体力の維持・増進の観点からスポーツ活動の実施に向けアプローチする施策が求められています。



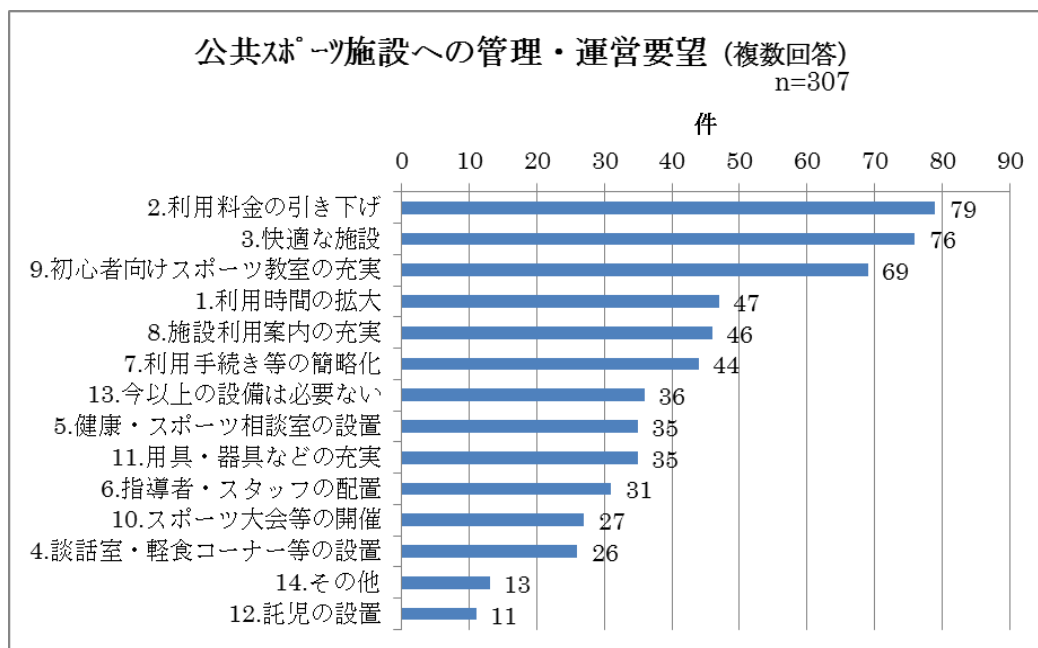
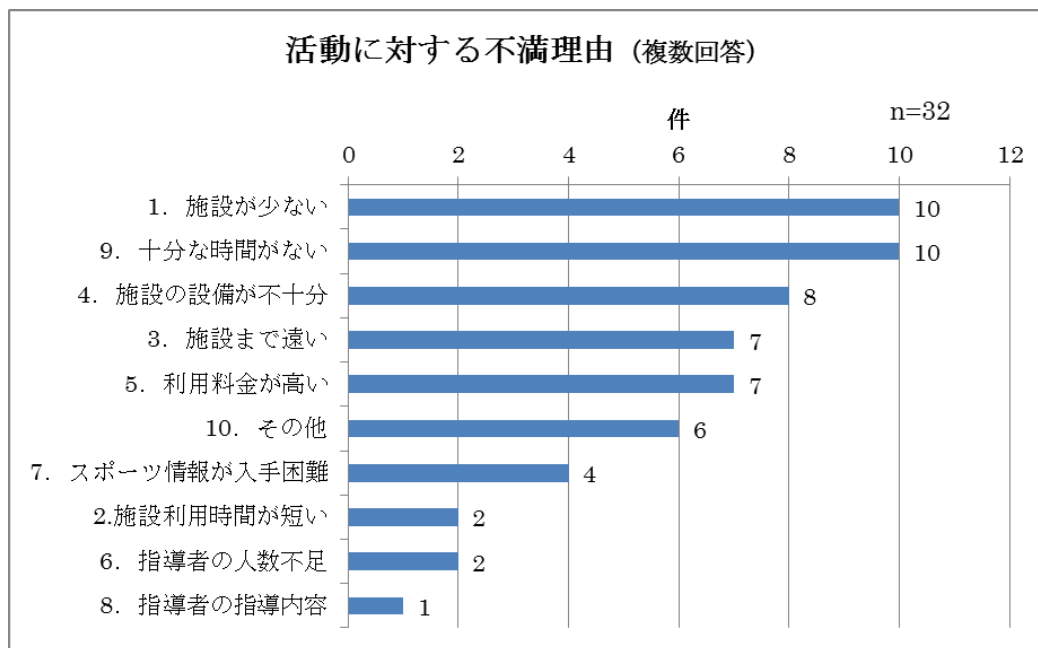


⑥ スポーツ施設への期待

スポーツを実施する人が不満に思うことは、「施設が少ない」、「施設の設備が不十分」、「施設まで遠い」といった意見が多く、身近な地域でのスポーツ施設の整備が求められています。また、「十分な時間がない」と感じている人も多くみられます。

公共スポーツ施設への要望としては、「利用料金の引き下げ」や「快適な施設」を求めています。また、「初心者向けスポーツ教室の充実」などスポーツ活動のきっかけとなる施策の充実が求められています。

公共の体育施設には老朽化が著しい施設・設備も多く、「安全」「安心」に利用できる施設の整備が求められています。

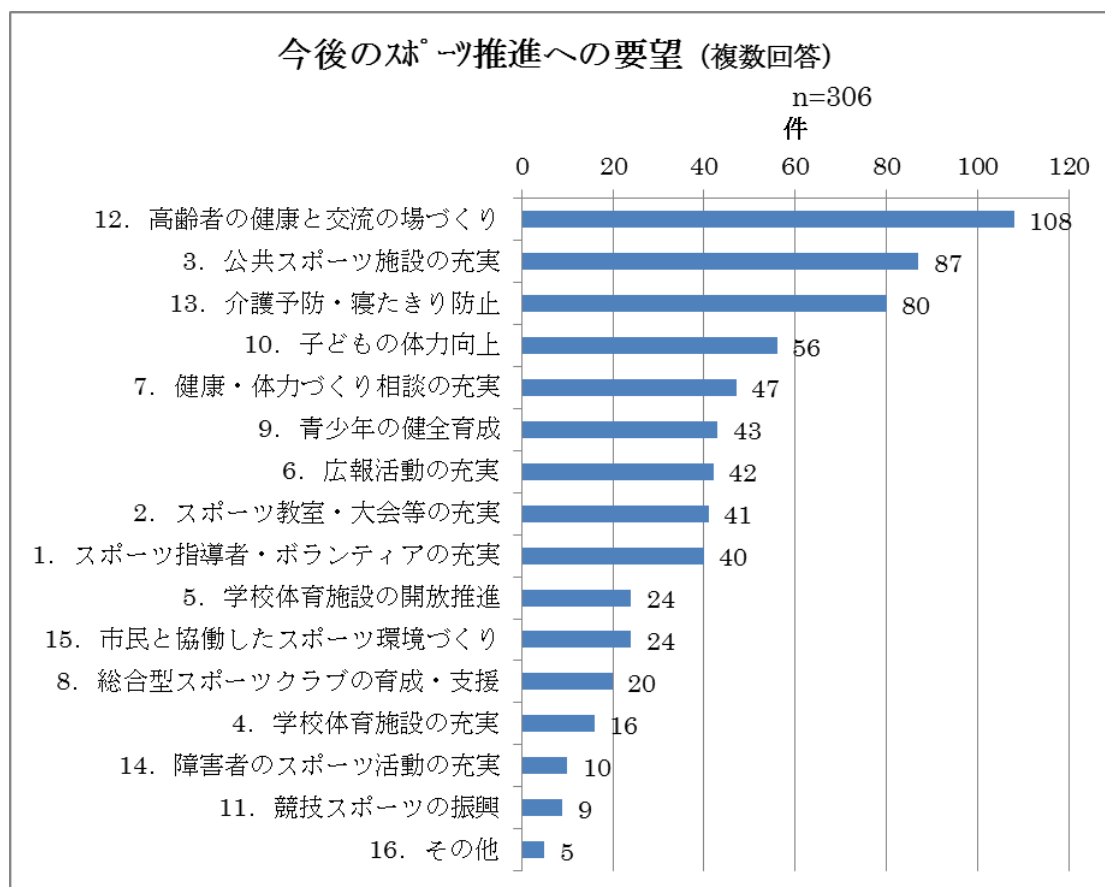


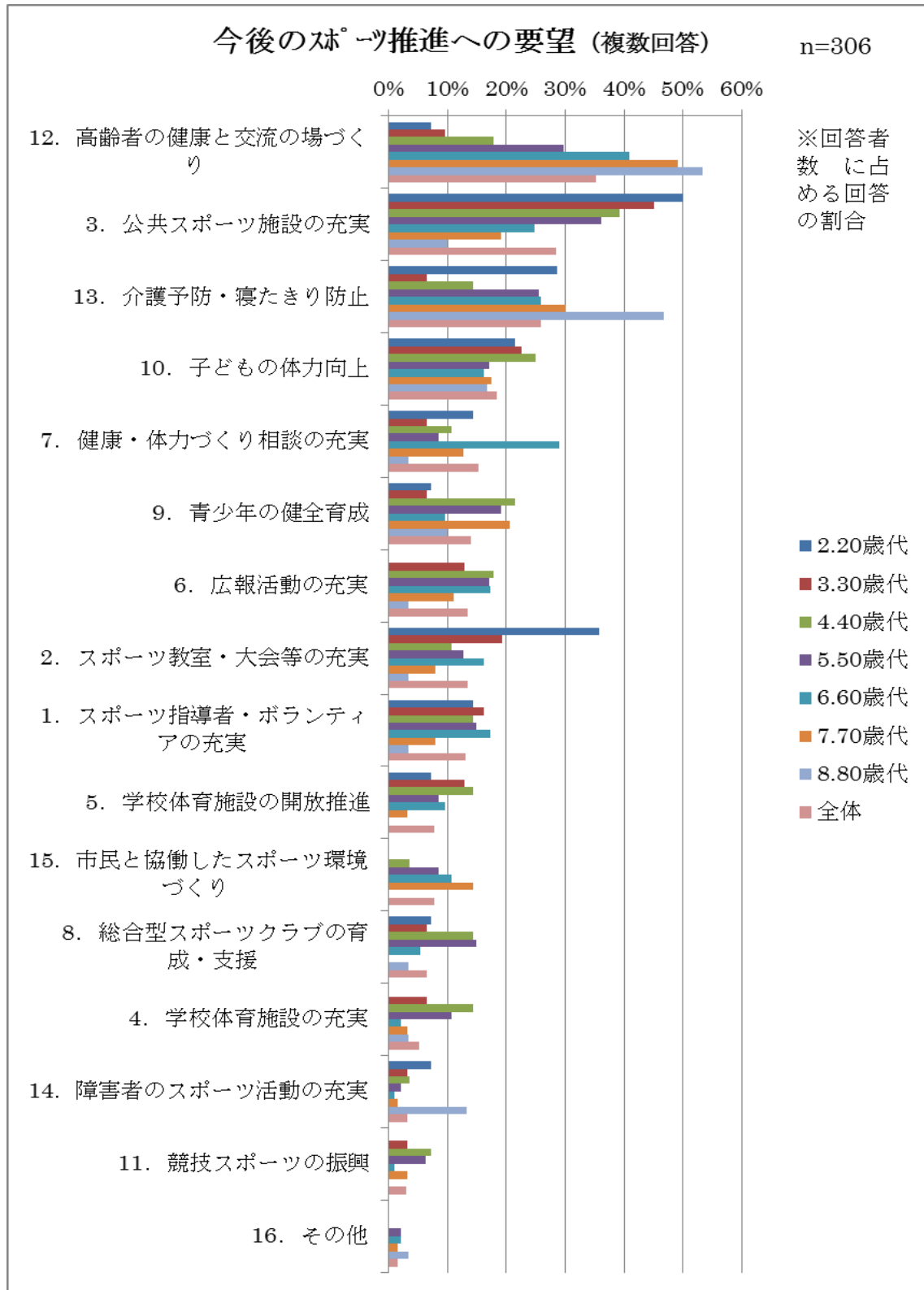
⑦ スポーツに対する期待

今後のスポーツ推進への要望としては、「高齢者の健康と交流の場づくり」や、「介護予防・寝たきり防止」を求める意見が、高齢者において多くみられます。

また、20歳代～50歳代の就労世代において、「公共スポーツ施設の充実」を求める意見が多くみられます。

スポーツ施策に対しては、年代により求める内容が異なることから、各年代のニーズに対応した施策が求められています。





(2) 子どものスポーツ活動の状況

① 子どもの外遊びの状況

(小学生の状況)

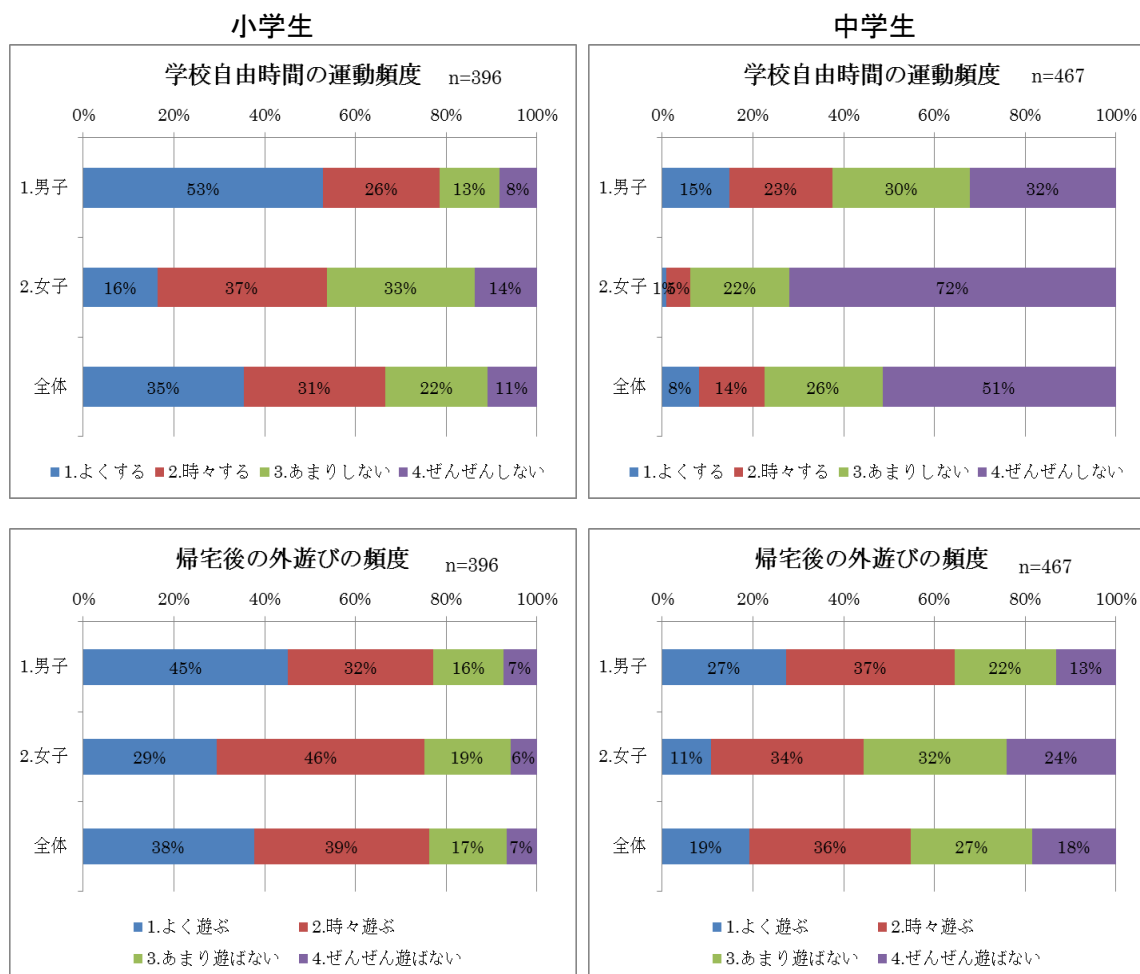
小学生では、学校での自由時間や帰宅後の時間に、スポーツや運動、外遊びをする児童の割合が比較的高い傾向にありますが、女子では低い傾向にあります。

男女を問わず、スポーツや運動の活動の原点となる「外遊び」ができる環境を確保することが、児童のスポーツや運動の推進において重要と考えられます。

(中学生の状況)

中学生では、学校での自由時間や帰宅後の時間に、スポーツや運動、外遊びをする生徒の割合が低くなる傾向にあります。また、女子においては、自由時間にスポーツや運動をする子は極端に少なくなる傾向にあり、外遊びについても遊ぶ生徒が少ない状況です。

中学生にとっては、学校体育や運動部活動の充実はもとより、運動部に入部していない生徒に対する、スポーツや運動機会を提供する取り組みが重要と考えられます。



② 子どものスポーツや運動の状況

(小学生の状況)

小学生では、77%という高い割合で週1回以上スポーツや運動を実施している状況にあります。男子の実施率は85%と高く、女子は67%と男子に比べ実施率が低い傾向にあります。

外遊びをする児童でスポーツ等の実施率が高い傾向にあり、体を動かす児童とそうでない児童の二極化の傾向があります。

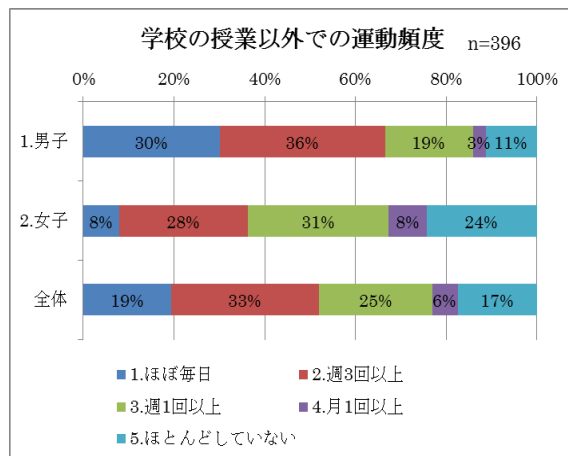
スポーツや運動を実施している児童と実施していない児童に対して、それぞれのニーズに応じた施策の展開が重要と考えられます。

(中学生の状況)

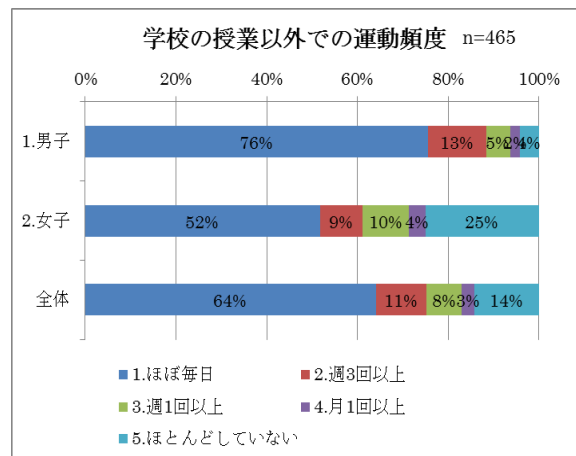
中学生では、83%という高い割合で週1回以上スポーツや運動を実施しています。男子での実施率は94%と高く、女子は71%と男子に比べ実施率が低い傾向にあります。

スポーツや運動を実施している生徒と実施していない生徒に対して、それぞれのニーズに応じた施策の展開が重要と考えられます。

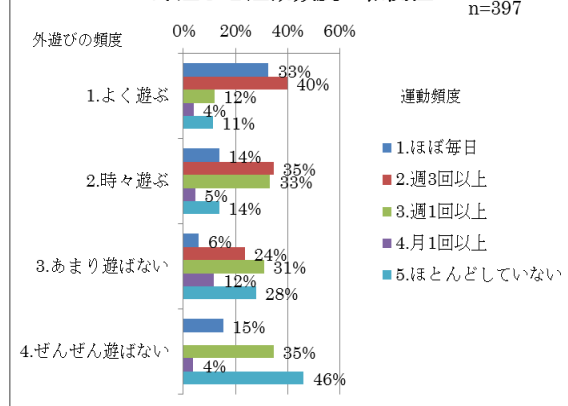
小学生



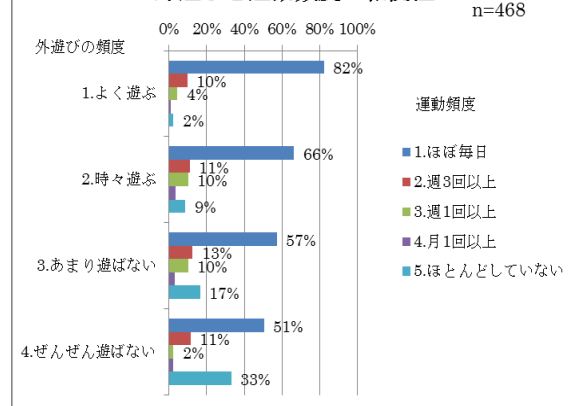
中学生



外遊びと運動頻度の相関性



外遊びと運動頻度の相関性



③ スポーツを実施している子どもの状況

(小学生の状況)

スポーツや運動を実施している児童については、47%がスポーツ少年団で実施し、23%がスポーツクラブや教室で、また友達や仲間と自由に実施している児童も20%います。

男子では、スポーツ少年団で活動する児童が多いのに対し、女子では、スポーツクラブや教室、友達や仲間と自由に実施している児童の割合が比較的高い状況にあります。

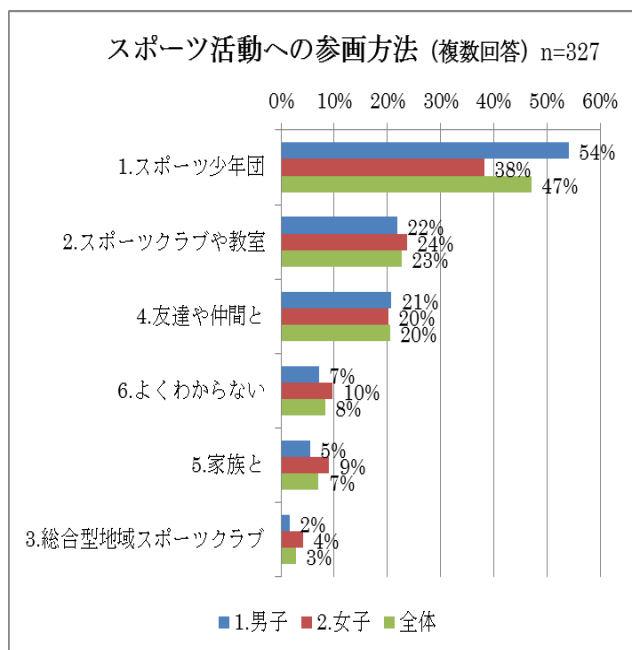
活動内容、指導方法に対する不満を抱えている児童も存在することから、これらの児童に対する活動内容の充実や指導者の確保をはじめ、指導者の育成・支援等の施策展開を図ることが重要と考えられます。

(中学生の状況)

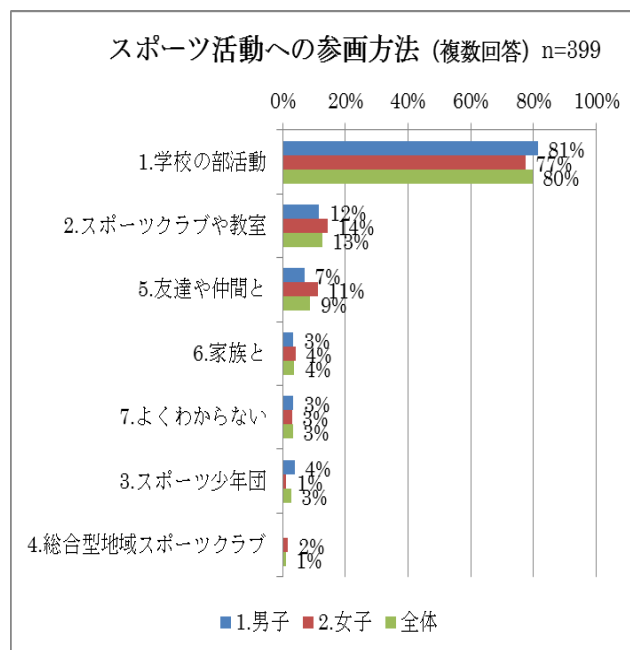
スポーツや運動を実施している生徒については、80%が学校での部活動で実施し、13%の生徒がスポーツクラブや教室で実施している状況にあり、本市の中学生の運動部活動加入率の高さがうかがえます。

活動内容、指導方法に対する不満を抱えている生徒も存在することから、これらの生徒に対する活動内容の充実や指導者の確保をはじめ、指導者の育成・支援等の施策展開を図ることが重要と考えられます。

小学生



中学生



④ スポーツを実施していない子どもの状況 (小学生の状況)

小学生では、スポーツや運動を実施していない理由は、「特に理由はない」、「家で遊ぶ方が好き」などスポーツに対する関心が低いことがうかがえます。

スポーツや運動を実施しない児童については、「見るスポーツ」においても実施している生徒に比べ関心が低い状況にあります。

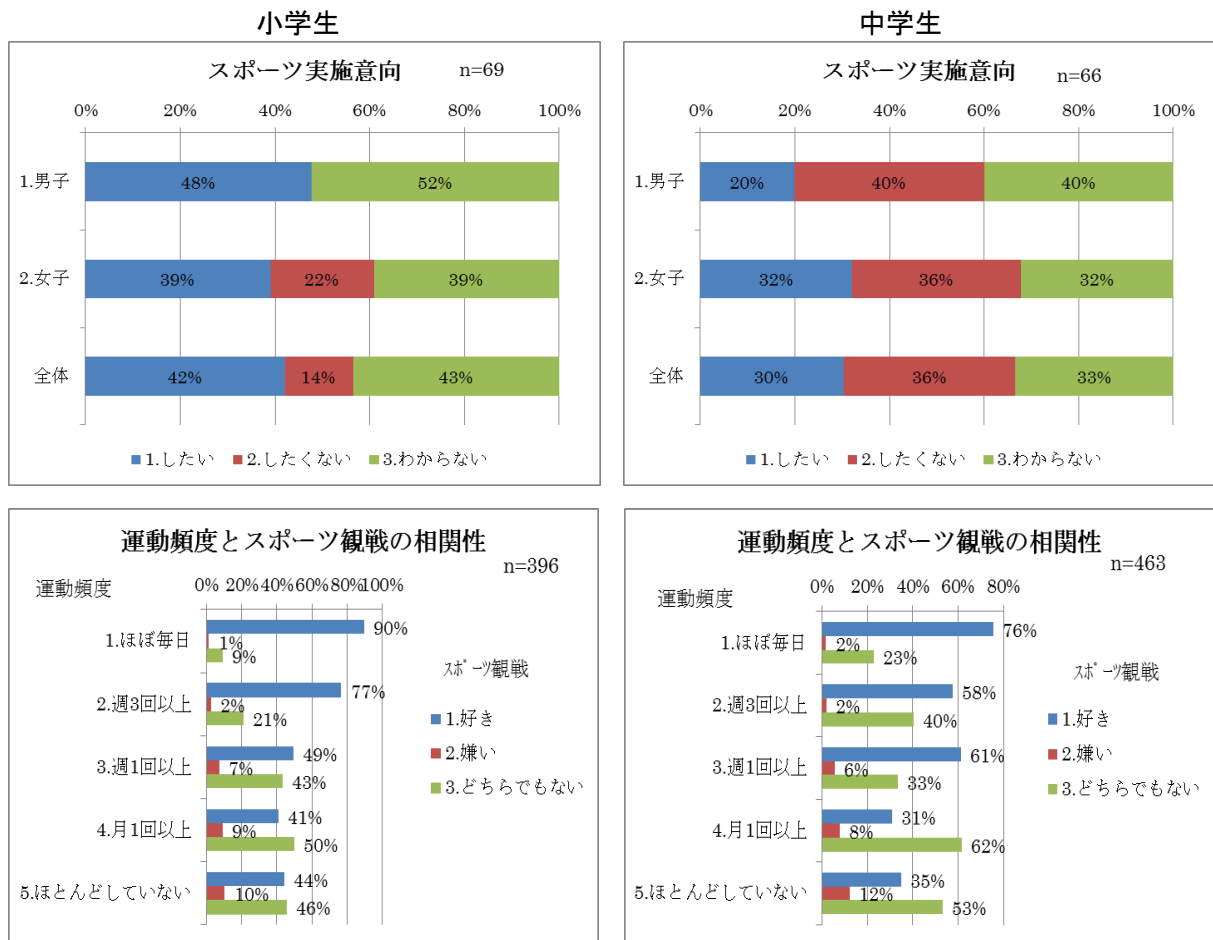
スポーツや運動を「したい」と回答した児童が42%存在し、その内、実施していない理由として48%の児童は「特に理由はない」と回答しています。

(中学生の状況)

中学生では、スポーツや運動を実施していない理由は、「あまり好きでない」、「やる気がしない」などスポーツに対する関心が低いことがうかがえます。

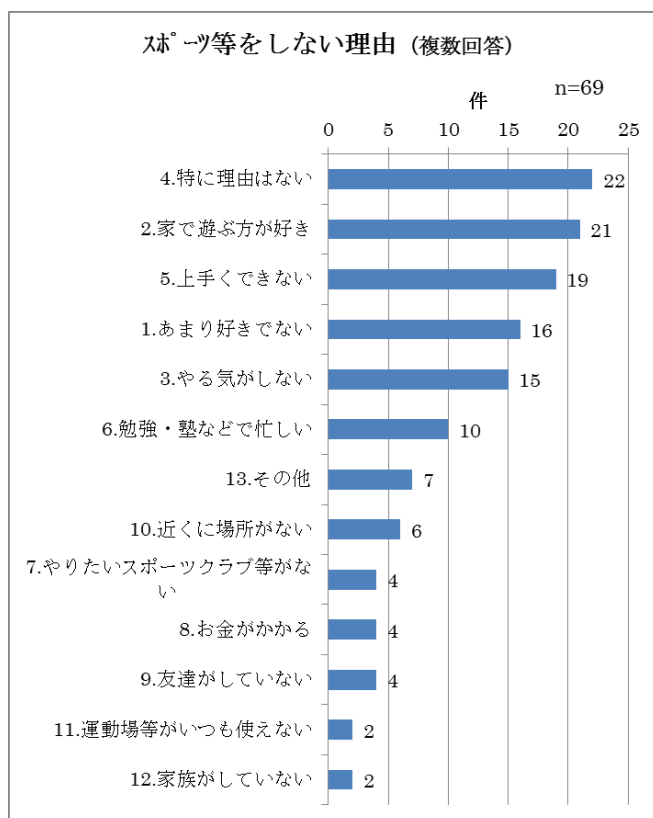
スポーツや運動を「したい」と回答した生徒が30%存在し、その内、実施していない理由として40%の生徒は「特に理由はない」と回答しています。

してみたいスポーツについては、多くの児童・生徒が様々な種目の競技をしてみたいと回答していることから、これらの児童、生徒に対して、スポーツへの誘いや、スポーツや運動の楽しさや魅力を体験するきっかけづくりとなる施策展開が重要と考えられます。

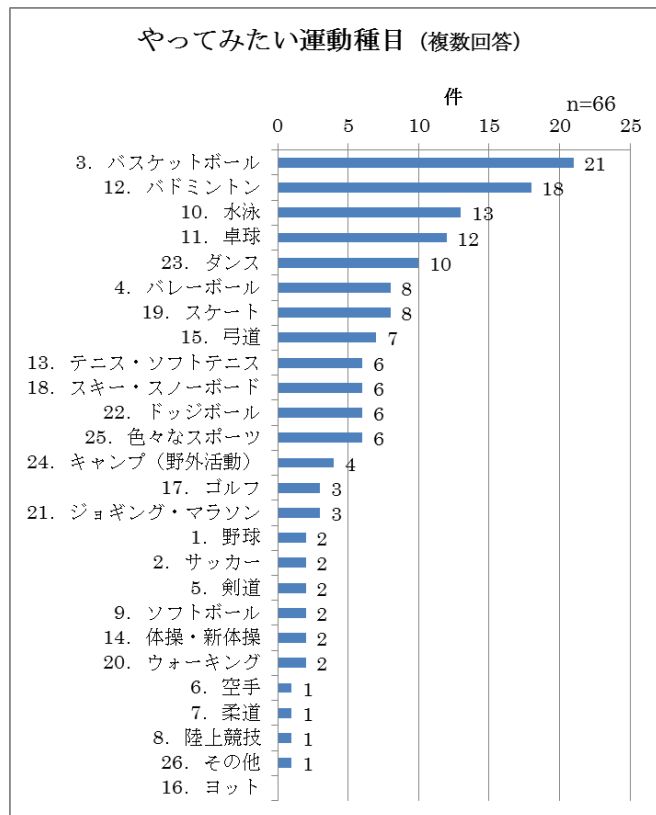
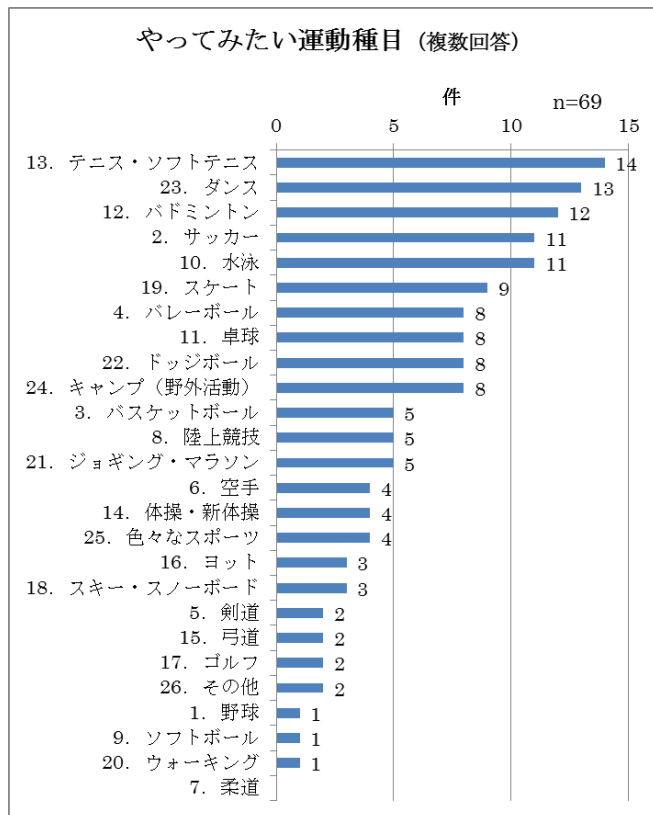
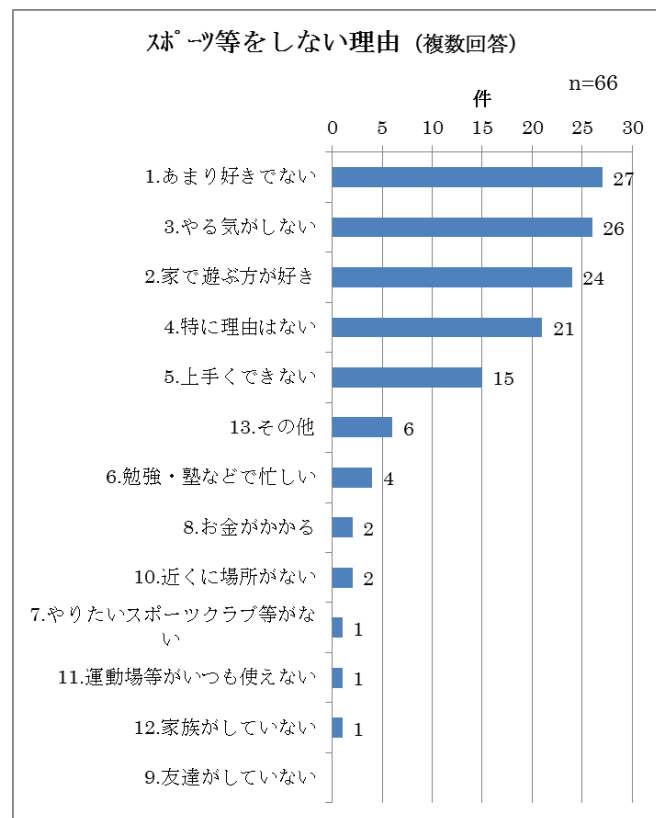


第2章 玉野市スポーツの現状と課題

小学生



中学生



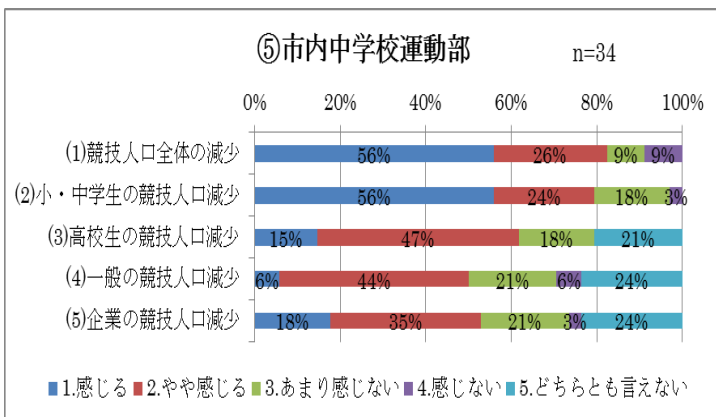
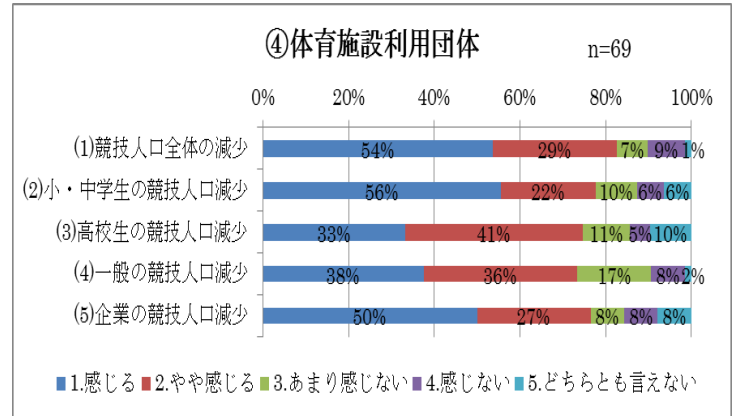
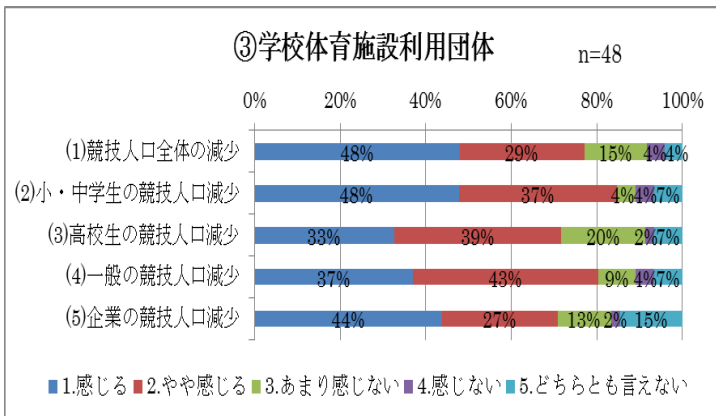
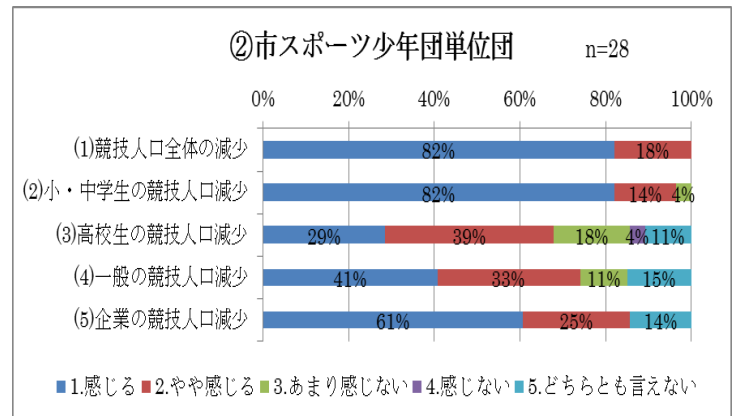
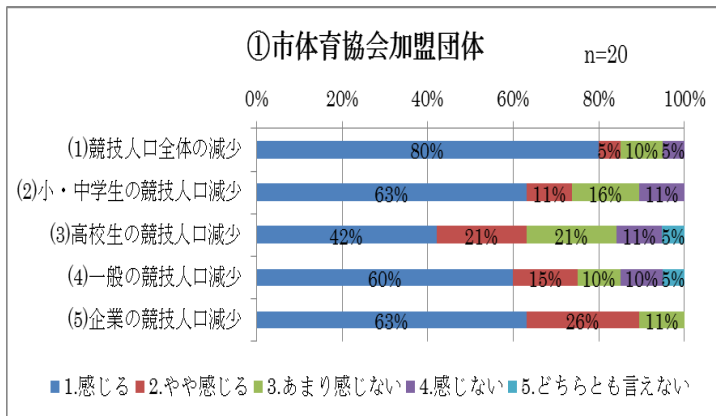
(3) スポーツ活動団体の状況

① 競技人口について

競技人口については、各団体共通して、「競技人口全体の減少」を高い割合で感じており、市スポーツ少年団単位団において、その傾向が顕著にみられます。

市スポーツ少年団単位団、学校体育施設利用団体、市内中学校運動部において、「小・中学生の競技人口減少」を感じる割合が高くなっています。

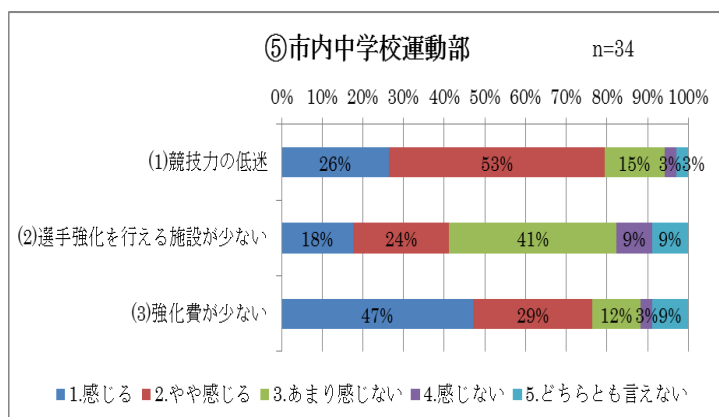
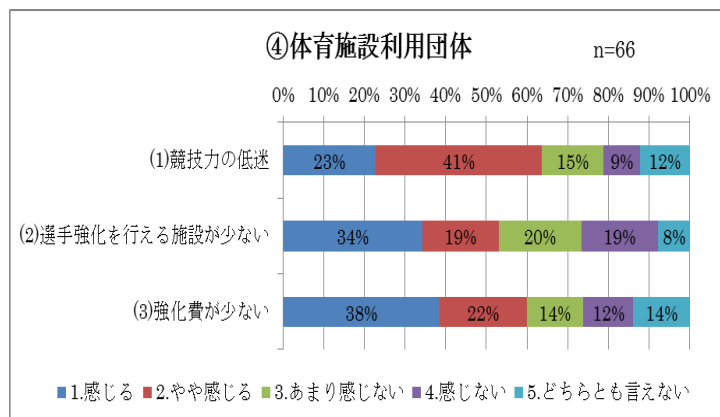
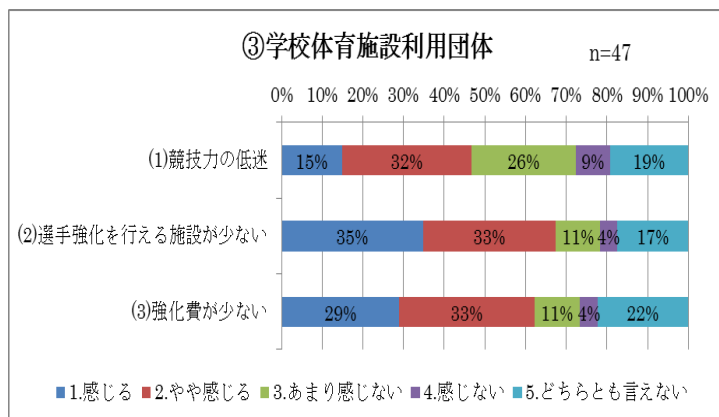
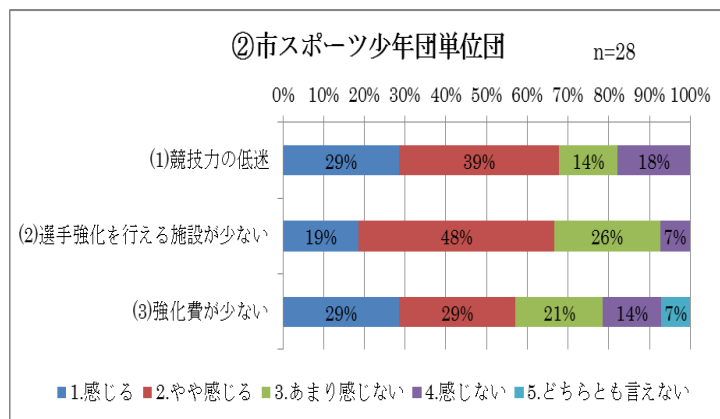
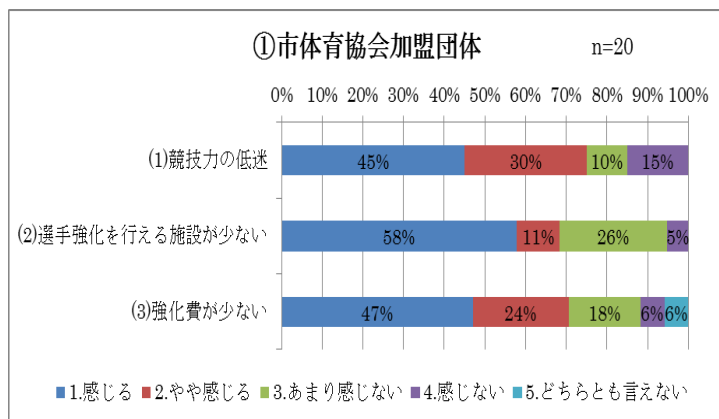
市体育協会加盟団体、市スポーツ少年団単位団において、「企業の競技人口減少」を感じる割合が高くなっています。



② 競技力について

競技力については、「競技力の低迷」を感じる割合が高くなっており、とりわけ市体育協会加盟団体、市内中学校運動部において、その傾向が高くなっています。

市体育協会加盟団体、市内中学校運動部において、「強化費が少ない」と感じる割合が高くなっています。



③ 指導者等について

指導者等については、市体育協会加盟団体、市スポーツ少年団単位団、市内中学校運動部において、「指導者が少ない」と感じる割合が他団体に比べ高くなっています。

市体育協会加盟団体、市内中学校運動部において、「学校での指導者が少ない」、「指導者育成が難しい」と感じる割合が高くなっています。

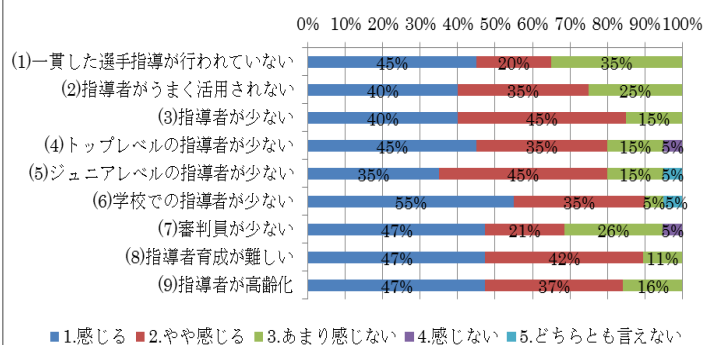
市体育協会加盟団体、学校体育施設利用団体、市内中学校運動部において、「トップレベルの指導者が少ない」と感じる割合が高くなっています。

市体育協会加盟団体、学校体育施設利用団体において、「指導者が高齢化」と感じている割合が高くなっています。

市スポーツ少年団において、「審判員が少ない」と感じる割合が高くなっています。

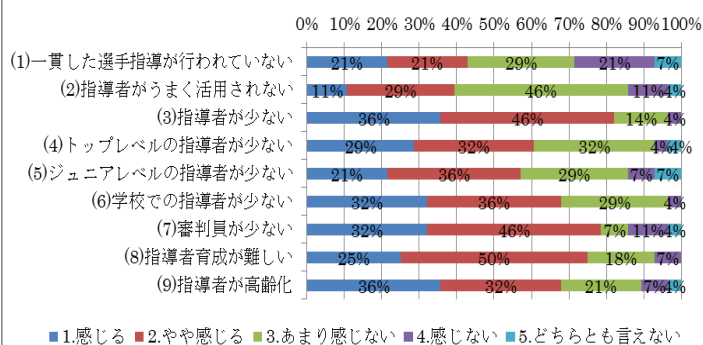
①市体育協会加盟団体

n=20



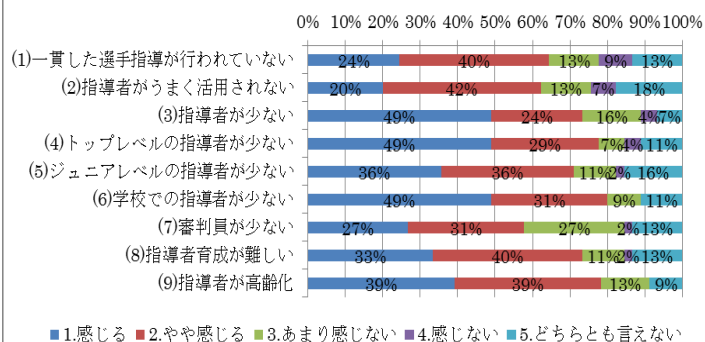
②市スポーツ少年団単位団

n=28



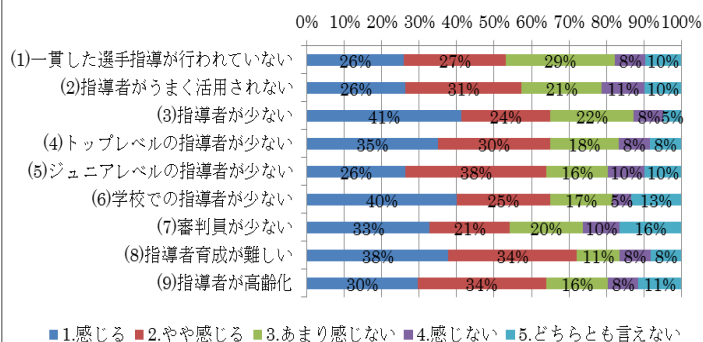
③学校体育施設利用団体

n=46



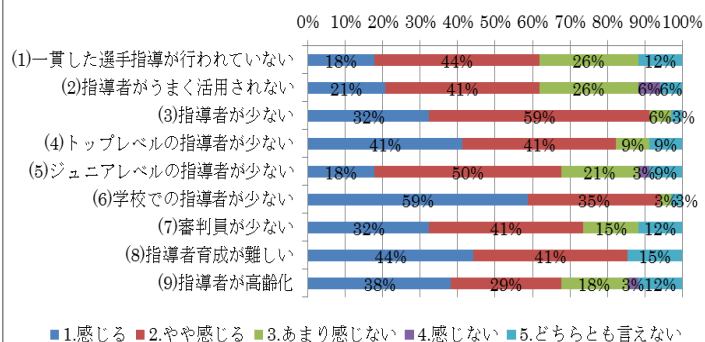
④体育施設利用団体

n=63



⑤市内中学校運動部

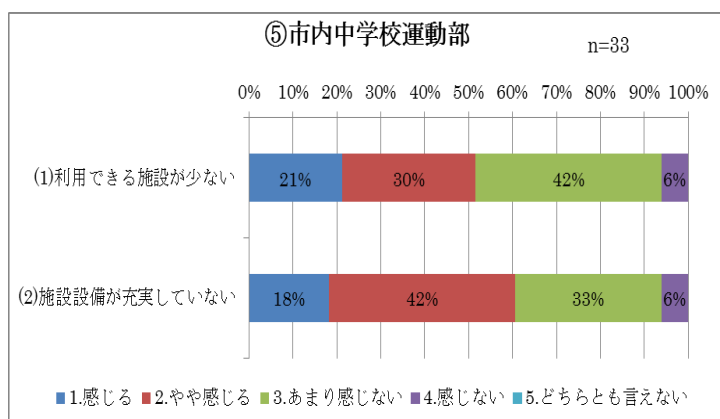
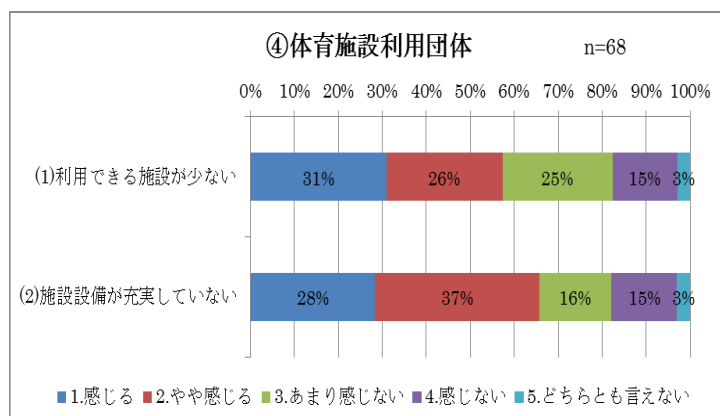
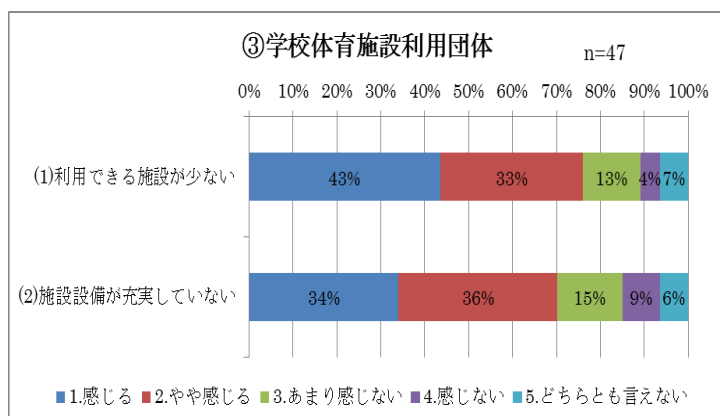
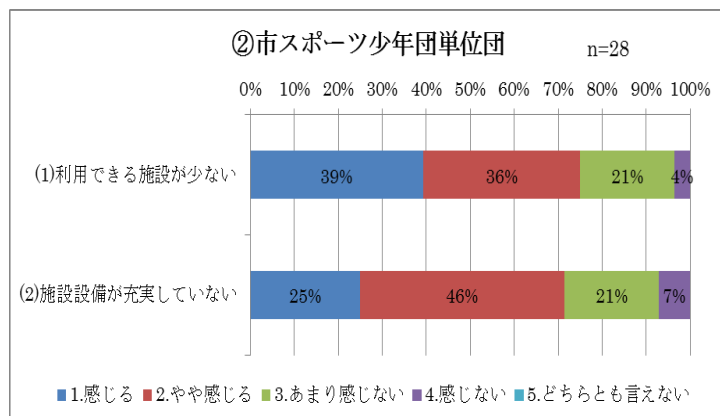
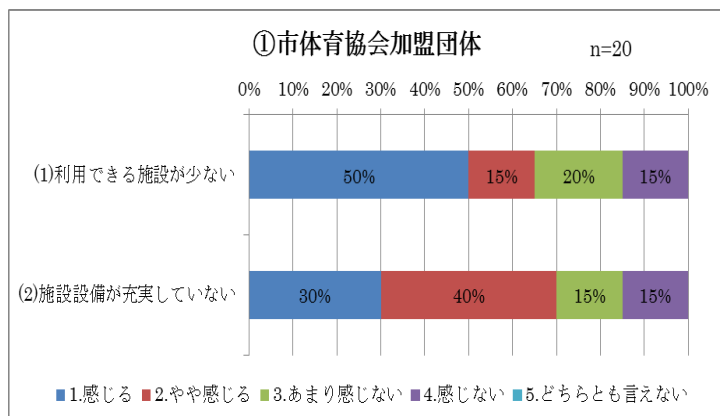
n=34



④ 施設について

施設については、市スポーツ少年団単位団，学校体育施設利用団体において、「利用できる施設が少ない」と感じる割合が他団体に比べ高くなっています。

市体育協会加盟団体，市スポーツ少年団単位団，学校体育施設利用団体において、「施設設備が充実していない」と感じる割合が高くなっています。

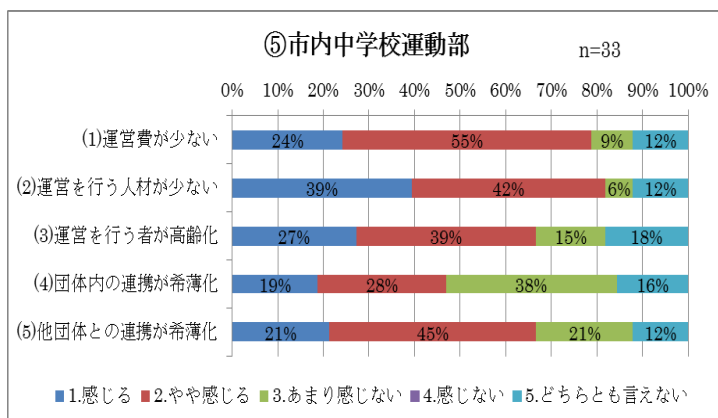
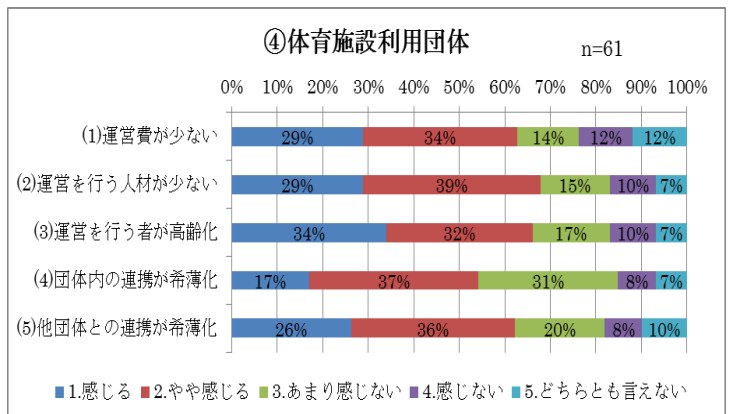
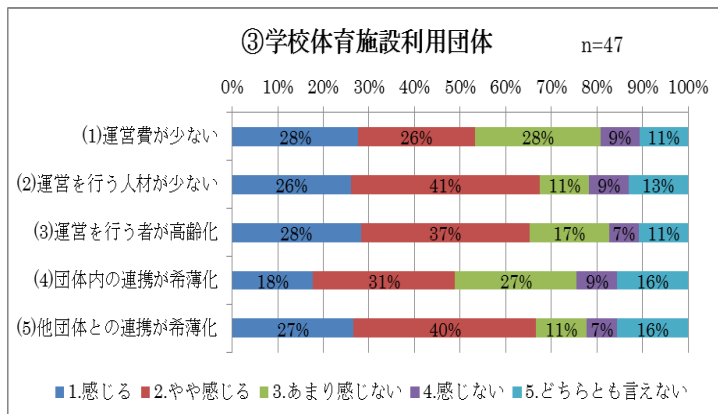
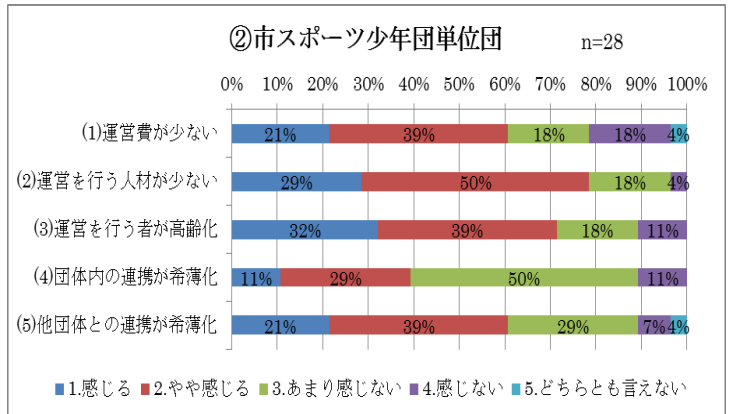
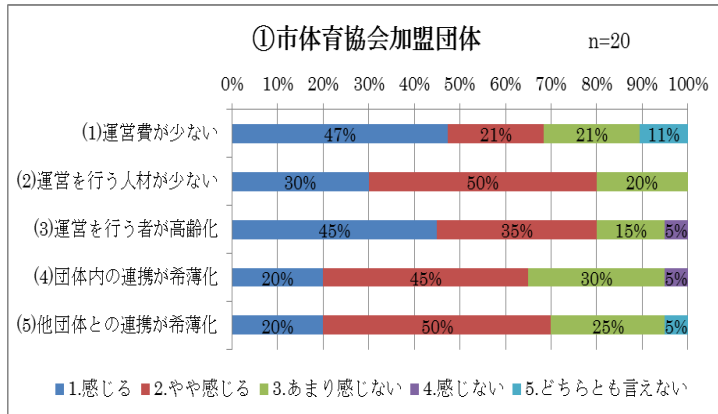


⑤ 団体運営について

団体運営については、市体育協会加盟団体、市スポーツ少年団単位団、市内中学校運動部において、「運営を行う人材が少ない」と感じる割合が他団体に比べ高くなっています。

市体育協会加盟団体において、「運営を行う者が高齢化」と感じている割合が高くなっています。

市内中学校運動部において、「運営費が少ない」と感じる割合が高くなっています。



第2章 玉野市スポーツの現状と課題

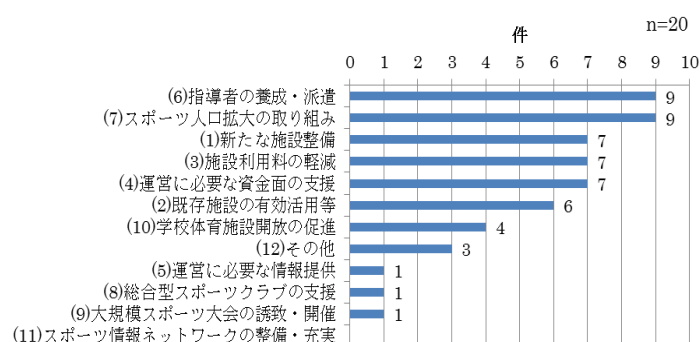
⑥ スポーツ推進において重要なこと

玉野市のスポーツ推進において重要だと思うことについては、各団体共通して、「スポーツ人口拡大の取り組み」、「施設利用料の軽減」の回答が多くみられます。

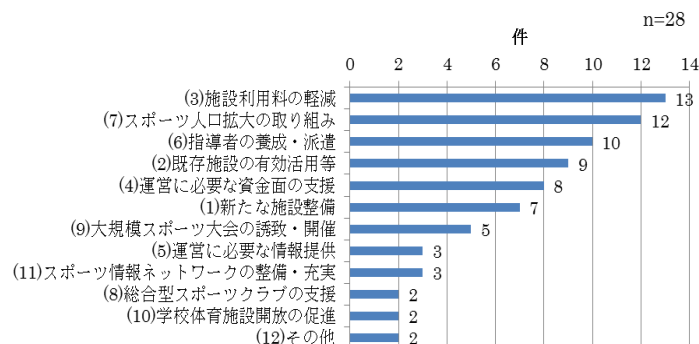
市体育協会加盟団体、市内中学校運動部において、「指導者の養成・派遣」の回答が多くみられます。

学校体育施設利用団体、体育施設利用団体において、「既存施設の有効活用等」の回答が多くみられます。

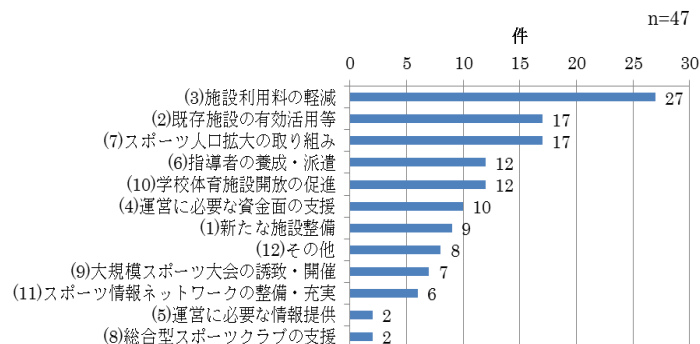
①市体育協会加盟団体



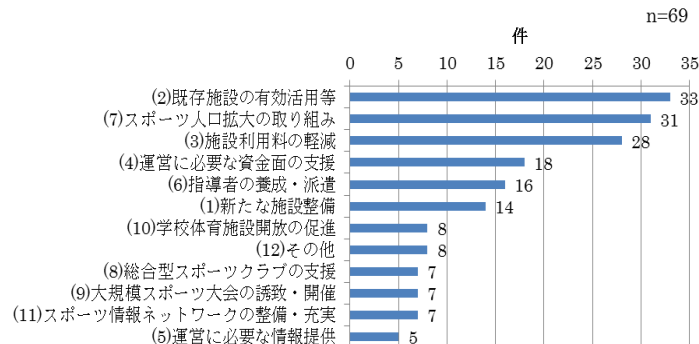
②市スポーツ少年団単位団



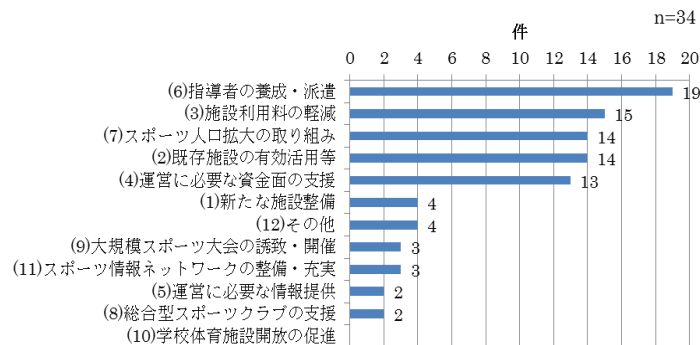
③学校体育施設利用団体



④体育施設利用団体



⑤市内中学校運動部

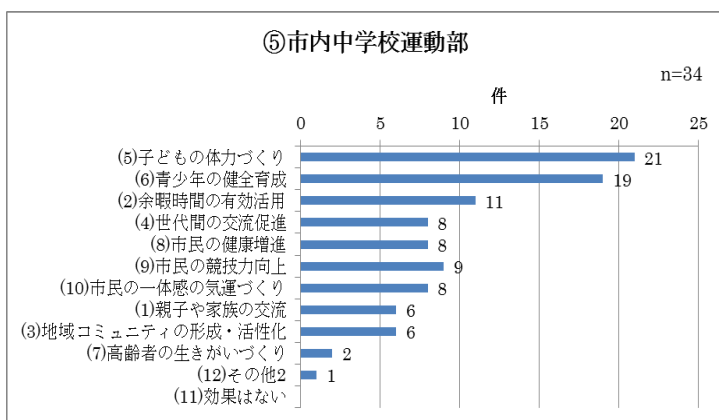
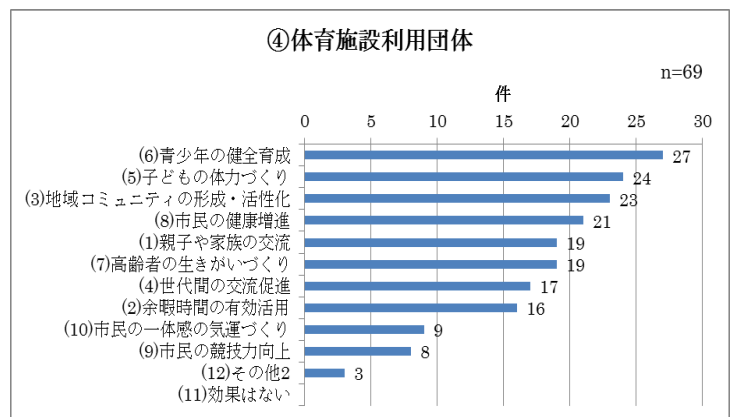
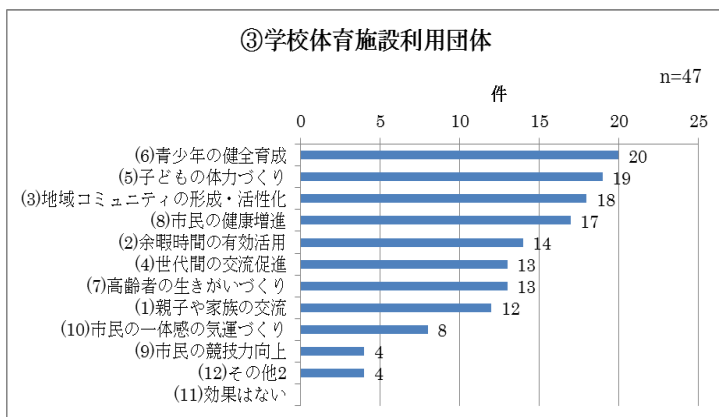
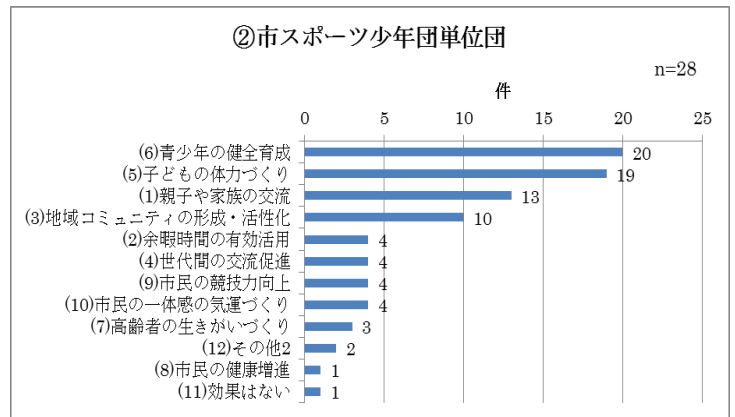
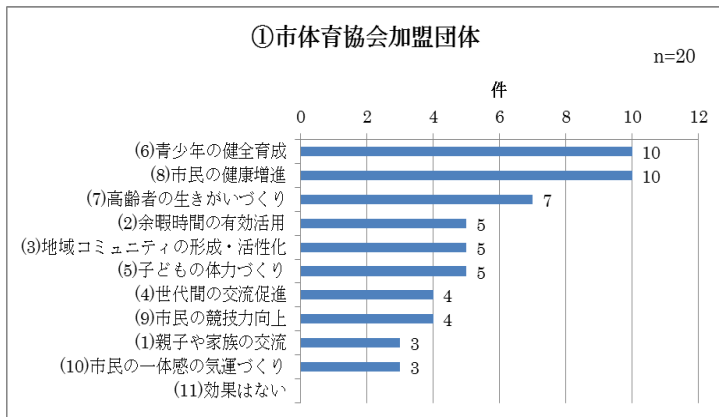


⑦ スポーツ推進において期待される効果

玉野市のスポーツ推進において期待される効果については、各団体共通して、「青少年の健全育成」，「子どもの体力づくり」の回答が多くみられます。

市体育協会加盟団体では、「市民の健康増進」，「高齢者の生きがいづくり」の回答が多くみられます。

学校体育施設利用団体，体育施設利用団体においては、「地域コミュニティの形成・活性化」，「市民の健康増進」の回答が多くみられます。



3 スポーツ推進における課題

第1章の「計画策定の目的と背景」では、玉野市総合計画の目指す将来像をスポーツの観点から実現を図るための前提として、国・県の動向等を整理しました。

また、本章「スポーツの現状と課題」では、玉野市スポーツ振興計画（前計画）の評価・検証及び市民アンケート調査結果により現状を把握しました。

市民、コミュニティ団体、各種スポーツ団体、関係機関などが有機的に連携し、地域に根ざしたスポーツ活動の定着を図るためには、前計画で未実施となっていた、スポーツボランティアの育成など市民参加によるスポーツの推進が必要であり、市民アンケート結果では、「高齢者の健康と交流の場づくり」、「公共スポーツ施設の充実」、「子どもの体力向上」などが強く求められています。

以上のことを踏まえ、計画実現のために、取り組むべき課題とスポーツ推進の基本的視点を整理します。

（1）取り組むべき課題

① 子どものスポーツ

全国的に、「走る」「投げる」「握力」などで子どもの体力・運動能力が低下しており、社会全体で子どもの運動機会を確保するなど基礎体力向上策を講ずることが必要です。

このため、外遊びを奨励しスポーツの楽しさや重要性を啓発することで、子どものスポーツに対する関心・意欲を高めるとともに、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりが必要です。

② 成人のスポーツ

市民のスポーツへの関心や意欲は高いものの、継続的に実施するまでには至っていません。その理由のひとつとして「時間がない」ことがあげられます。

市民が継続的にスポーツに親しむようになるためには、ライフスタイルに応じた施設の利用方法と多様な参加機会が必要です。

③ 高齢者のスポーツ

地域の公園や公共施設など身近な場所を利用して、ウォーキングやグラウンドゴルフなどを楽しむ高齢者が増えています。

今後、スポーツのもつ健康や体力づくりの効果のみならず、スポーツ活動による交流を通じて、生きがいづくりなどの効果が期待されます。

④ スポーツ施設

市民の身近なスポーツ活動拠点として、小学校や中学校の体育施設や地区体育館を開放しています。

今後、一人でも多くの市民のスポーツを通じた交流や、ライフステージに応じたスポーツへの参加を促進するためには、公共スポーツ施設や学校体育施設の効果的・効率的な活用と利用促進を図ることが必要です。

⑤ スポーツに関する情報

市民のスポーツへの参加意欲を増進させるためには、公共スポーツ施設に関するだけでなく、幅広いスポーツ関連情報の提供や、インターネットの活用により容易に情報が入手できる環境づくりが必要です。

子ども、成人、高齢者といった年齢層ごとの現状を踏まえ、世代を問わず共通する項目としては・・・

- スポーツへの参加機会を増やす取り組み
- スポーツの魅力を広く発信する取り組み
- スポーツボランティアやリーダーの養成を推進する取り組み

が必要とされ、

そうした活動を支えるためには・・・

- 施設を中心としてスポーツを楽しむ場所の確保・充実への取り組み
- スポーツ活動を支える情報の収集と活用の取り組み

が課題となっています。

(2) スポーツ推進の基本的視点

市民ニーズ等を踏まえ、本市スポーツ推進にあたっては、「多様な参加機会の充実」、「気軽に利用できる施設の充実」、「スポーツに親しむための情報サービスの向上」の3点を基本的視点とします。

① 多様な参加機会の充実

市民が、それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動に取り組めることができたとき、スポーツは生活の中に定着していきます。

そのため、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「支える」などの多様なかわり方の中から、それぞれが自分に適したスポーツを見つけることが大切です。

本計画では、そのような基本的な考え方に沿って、市民が楽しく、快適にスポーツに親しめるよう、多様な参加機会の充実を図ります。

※ライフステージ

幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、一生を段階的に区分したもの。

② 気軽に利用できる施設の充実

生活の中にスポーツを定着させるためには、気軽に利用できるスポーツ施設の充実が欠かせません。

そのため、既存施設の有効活用の促進や老朽化の著しい施設の維持・改修などの環境整備を図ります。

③ スポーツに親しむための情報サービスの向上

生涯スポーツの推進には、市民ニーズに応じた情報提供が欠かせません。

そのため、市民へのスポーツに関する情報発信と内容の充実に努めます。

また、スポーツの意義や必要性、自らスポーツに親しむ機運を醸成するため、啓発事業に取り組みます。

第3章 計画の目標と基本施策

本章においては、第2章のスポーツの現状と課題を踏まえ、計画の推進目標と、具体的な施策についてまとめます。

1 計画の目標

- (1) 基本理念
- (2) 計画の体系

2 計画の基本指針

- 基本指針 (1) 生涯スポーツの推進
- 基本指針 (2) 青少年スポーツの推進
- 基本指針 (3) 高齢者・障害者スポーツの推進
- 基本指針 (4) 地域スポーツの推進

3 計画の重点目標

- 重点目標 1 スポーツへの関心の向上
 - (1) スポーツイベントの推進
 - (2) スポーツの魅力発信
- 重点目標 2 スポーツ機会の提供
 - (1) スポーツを気軽に実施できる仕組みの充実
 - (2) 高齢者や障害者のスポーツ活動の推進
- 重点目標 3 スポーツを支える体制の整備
 - (1) 地域スポーツクラブの活動支援
 - (2) スポーツ指導者の養成
- 重点目標 4 スポーツ施設の充実
 - (1) 市民ニーズに応じたスポーツ施設の充実

4 計画の評価指標

第3章 計画の目標と基本施策

1 計画の目標

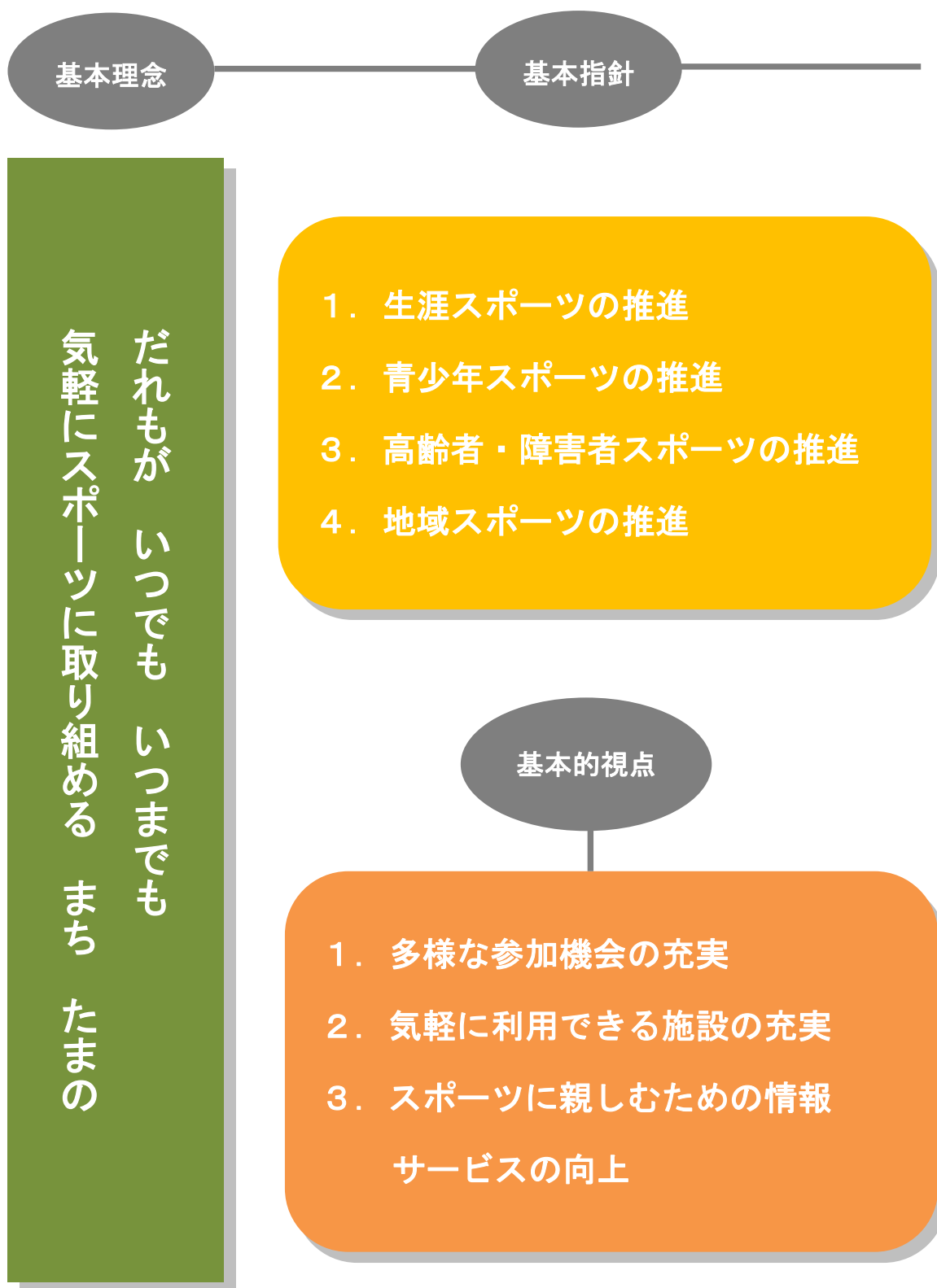
(1) 基本理念

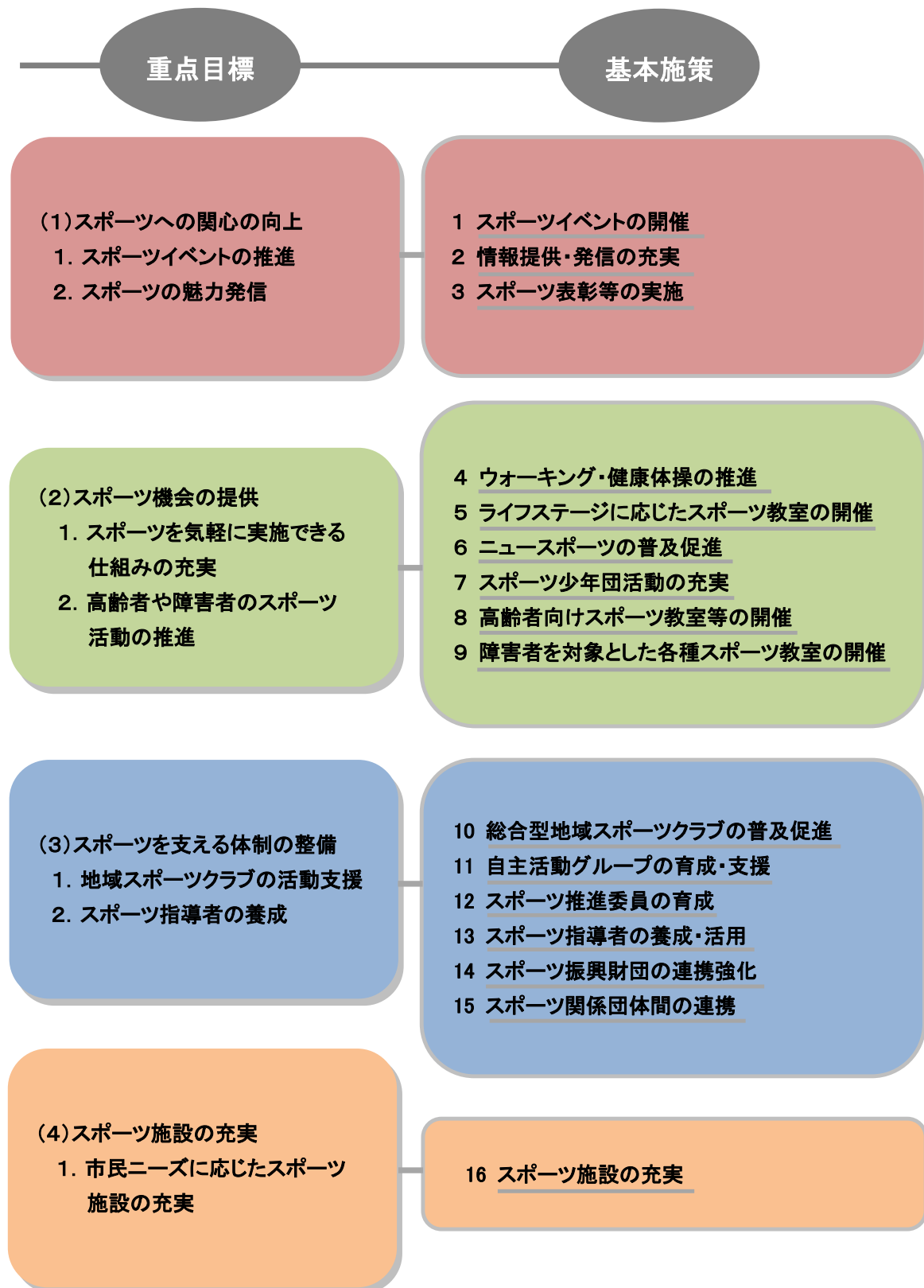
「だれもが いつでも いつまでも 気軽にスポーツに取り組める まち
たまの」を基本理念とし、市民や各種団体などとの連携・協働により、各種ス
ポーツ施策を推進していきます。

(2) 計画の体系

第2章スポーツの現状と課題を踏まえ、計画の体系については図表のとおりと
し、本市スポーツ推進に取り組めます。

図表 計画の体系





2 計画の基本指針

市民アンケート結果や前計画の検証と現状を踏まえ、スポーツを通じて「生きがいに満ちた豊かなまちづくり」を実現するため、以下をスポーツ推進の基本指針に位置付け、各施策に取り組みます。

(1) 生涯スポーツの推進

スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、様々な効果をもたらすものであり、その重要性が広く認識されるようになってきています。

このような中、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して、それぞれの体力や年齢、技術、障害の有無や程度等にかかわらず、スポーツを始める契機となる機会を提供し、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができる仕組みづくりを推進します。

① ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの実施

生涯にわたってスポーツに親しむためには、ライフステージに応じたスポーツを行っていくことが必要です。誰もが親しみやすく実施しやすい、レクリエーション種目やニュースポーツの紹介や実施する機会を提供し、生涯スポーツを推進していきます。

(1) 若年層へのスポーツ推進

20歳から40歳代では、将来に向けた自身の健康づくりとともに、家庭において子どもがスポーツに親しむための機会を増やしていくことが必要です。

年齢や世代に合わせたスポーツ機会や情報を提供し、若い世代のスポーツの推進を図ります。

(2) 中高年齢層へのスポーツ推進

中高年期に差しかかると、体力や運動能力の低下、身体の変化を感じるようになり、健康づくりへの関心を持つ人が多くなります。元気で豊かな生活を送るために、健康づくりと合わせて、自分に合った運動習慣を身につけられるよう取り組みを行っていきます。

（２）青少年スポーツの推進

スポーツは、心身の成長過程にある青少年の体力向上とともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、人格の形成にも大きな影響を与えるものです。

また、運動部活動をはじめとする青少年期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむといったライフスタイル形成に寄与するものです。

スポーツを始める機会の提供を通じて、青少年のスポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを通じて青少年の健全育成を図るため、青少年のスポーツ活動を推進します。

①子どもの体力・運動能力の向上

子どもの体力や運動能力の向上には、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見することが大切です。スポーツの楽しさを広めていくために、家庭や学校、地域、関係団体と連携してスポーツに親しむことができる機会や環境づくりに努めます。

②学校体育・部活動への支援

幼少期は、学校での運動機会が多く、生涯にわたってスポーツ活動を行う基礎となります。

スポーツに親しむための魅力ある授業づくりの推進や、運動能力・体力の向上に向けた部活動の取り組みを支援します。

（３）高齢者・障害者スポーツの推進

スポーツは、体力づくり、生活習慣病の予防、寝たきり予防など、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に寄与するものであるとともに、社会参画を促進させる契機となることが期待されます。

スポーツを通じた高齢者・障害者の健康づくりや生きがいづくり、社会参画のきっかけとして、身近な場所で、気軽に安全・安心してスポーツ活動を楽しめる環境の整備を推進します。

①高齢者のスポーツ参加

スポーツは、健康づくりや体力の維持・向上とともに、スポーツを通じたコミュニケーションによる生きがいづくりにもつながります。ライフステージに

応じたスポーツの紹介やスポーツ機会を提供し、高齢者のスポーツ参加を支援していきます。

②障害者のスポーツ参加

障害者に対するスポーツの重要性は高まっており、スポーツ基本法では「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としています。

関係機関と連携し、障害者がスポーツに取り組む機会の提供や環境づくりを進め、スポーツ参加を支援していきます。

（４）地域スポーツの推進

スポーツ活動は、身近な地域において、幅広い世代の市民が相互に交流する機会となることから、スポーツを通じて地域の一体感や地域に対する愛着が生まれ、活力を生み出すことが期待されます。

市民がスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて地域コミュニティの醸成を図るため、身近な地域における市民の自主的なスポーツ活動を推進します。

①地域におけるスポーツの普及

市内各公民館を拠点に、地域に密着したスポーツ活動の普及促進に努めるとともに、コミュニティ団体等が中心となって開催する、ファミリースポーツやニュースポーツ大会などの取り組みを支援し、地域スポーツの活性化を図ります。

3 計画の重点目標

前項の基本指針について、本市では次の項目を「重点目標」に位置付け、スポーツ推進を図ります。

重点目標1 スポーツへの関心の向上

重点目標

(1) スポーツイベントの推進

市民がスポーツを身近に感じ、多くの人が楽しめる仕組みづくりとして各種スポーツイベントの推進に取り組みます。

また、市民のスポーツを通じた健康づくりへの意識を高め、生涯を通じてスポーツに取り組む契機となる各種スポーツ事業等の開催を関係団体等と連携し取り組みます。

(2) スポーツの魅力発信

トップアスリートやプロスポーツ選手によるスポーツ教室の実施などの交流機会を通じて、スポーツの魅力を発信するとともに、市民のスポーツに対する参加意欲の高揚に努めます。

また、広報紙をはじめ市ホームページやSNSなど多様な媒体を通じた、情報発信に取り組みます。

基本施策【1】

スポーツイベントの開催

スポーツによる市民や地域の交流を通じ、市の活性化が期待されることから、様々なスポーツイベントを関係団体等と連携により開催し、世代や年齢、地域を超えた交流を促進します。

また、スポーツイベントの観戦や支援するボランティアへの参加など、「する」だけでなく、「みる」「支える」といった観点からのスポーツ参加を促進し、市民の関心が高まる取り組みを進めます。

○地区スポーツ事業（各地区随時）の実施

○深山ファミリー健康マラソン大会（年1回、2月頃）の開催

○健康ウォーク事業（年4回、夏季除く）の実施

○一斉みんなでジャンプ大会（年1回、1月頃）の開催

◎全国ビーチサッカー大会の開催支援

基本施策【2】

情報提供・発信の充実

トップアスリートによるスポーツ教室の実施など、スポーツの楽しさを啓発することにより、スポーツの魅力発信に努めます。

また、市民がスポーツを身近に感じ、親しんでもらえるよう、広報紙や各種パンフレットとともに、ホームページやFacebookなどのソーシャルメディアを活用し、各世代にあわせた効果的な情報発信に努めます。

さらに、体育施設利用の利便性向上を図るため、インターネットを通じた空き状況の把握や予約ができるシステム導入を検討します。

○トップアスリート招へい事業の実施

○晴れの国トップアスリート派遣事業の活用

○多様な媒体による効果的な情報発信（通年）

◎体育施設予約システムの導入検討

※SNS【ソーシャル・ネットワーキング・サービス】

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。代表的なSNSとして日本ではmixi、海外ではFacebookなどがあげられる。

基本施策【3】

スポーツ表彰等の実施

各種スポーツ大会等において優秀な成績を収めた人や本市スポーツの発展に貢献した人に対し表彰を行い、スポーツの更なる発展に努めます。

また、競技力向上を支援するため、スポーツの全国大会等に出場する市民に対し、大会出場激励金を交付します。

あわせて、出場する選手や競技を紹介することにより、競技スポーツのさらなるPRに努めます。

○文化・スポーツ顕彰表彰（毎年11月3日）の実施

○体育団体功労者表彰（各団体随時）の実施

○全国大会出場激励会（通年随時）の開催

重点目標 2 スポーツ機会の提供

スポーツの推進は、市民の健康づくりや体力づくりのみならず、高齢者や障害者の生きがいづくりや社会参画のきっかけづくりに寄与するものです。

また、スポーツは、青少年の体力向上をはじめ、協調性、規範意識等の社会性の涵養等、青少年の心身の健全育成にも寄与するものです。

日常生活の中で、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ事業等を推進し、幅広い世代の市民がそれぞれの興味や適性、年齢、障害の有無やその程度にかかわらず、継続的にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

(1) スポーツを気軽に実施できる仕組みの充実

身近な場所で気軽に取り組むことのできるウォーキングや体操の普及、スポーツ教室の開催等を通じて、より多くの市民がスポーツを始めるきっかけとなる機会の充実を図ります。

(2) 高齢者や障害者のスポーツ活動の推進

高齢者や障害者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加のきっかけづくりに寄与するため、スポーツ教室や大会の開催等、市民が幅広く、気軽にスポーツに取り組むことができる環境の整備に取り組めます。

基本施策【4】

ウォーキング・健康体操の推進

身近な場所で気軽に取り組むことができるウォーキングやラジオ体操など健康体操について、周知啓発するとともに、地域や職場等での普及・実施に取り組めます。

また、関係機関と連携し、経験の少ない人、体力に自信のない人でも参加しやすいウォーキングイベントを開催するなど、スポーツ機会の拡大を図ります。

- 健康ウォーク事業の実施（再掲）
- ウォークポーター教室（通年、30回）の開催
- いきいき体操教室（通年、12回）の開催

基本施策【5】

ライフステージに応じたスポーツ教室の開催

スポーツを通じた市民の健康づくりや体力づくりを目的として、幼児向け教室をはじめ小中学校生及び高校生向けの教室や親子で参加できる教室、高齢者向けの教室等幅広い種目やメニューを揃え、ライフステージに応じ、初心者も気軽に参加できるスポーツ教室を実施します。

○スポーツクラブ教室メニューの見直しと充実

④種目に特化しない初心者教室の開催

基本施策【6】

ニュースポーツの普及促進

各自のレベルに応じて気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及に取り組むため、スポーツ推進委員等を通じてニュースポーツのルールや楽しみ方を紹介します。

また、ニュースポーツを中心とした出前講座の実施や利用希望者に対してニュースポーツ用具の貸し出しを行います。

○スポーツ出前講座（通年随時）の実施 ○ニュースポーツ用具の貸し出し（通年随時）

※ニュースポーツ

一般的には、誰もがいつでも気軽に親しむことができるスポーツ種目。考案されたのが比較的新しい種目（グラウンドゴルフなど）や外国での歴史は古いが日本ではあまり知られていない種目（ペタンクなど）などのスポーツの総称。レクリエーションスポーツとも呼ばれている。

基本施策【7】

スポーツ少年団活動の充実

スポーツ活動を通じて児童・生徒の健全育成を図るため、各種大会等を開催します。

また、児童・生徒がスポーツ活動に幅広く参加できるよう、加入したくなる種目を取り入れるとともに、地域に向けての窓口や受け皿を拡大する等、児童・生徒や地域社会のニーズに応える組織を構築します。

○スポーツ少年団交歓大会（毎年11月23日）の開催

○県体育協会との連携による各種交流大会等の開催

基本施策【8】**高齢者向けスポーツ教室等の開催**

スポーツを通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくりに寄与するため、主に高齢者を対象としたスポーツ教室を関係機関と連携し開催します。

○フレッシュ体操教室（通年，12回）の開催

○健康づくりくはつらつ教室＞（通年，24回）の開催

⑧体力測定，健診と連動した教室の開催

基本施策【9】**障害者を対象とした各種スポーツ教室の開催**

障害者の健康・体力向上，社会参加，市民交流による相互理解等を目的に，各種スポーツ教室を関係機関と連携し開催します。

また，障害者スポーツへの理解を深めるため，関係者への周知・啓発に努めます。

○障害者スポーツ大会の開催 ○県障害者スポーツ協会等との連携による教室開催

重点目標 3 スポーツを支える体制の整備

地域に密着したスポーツクラブの活動支援やスポーツ指導者の育成支援等を通じて，地域でスポーツを身近に感じることができる仕組みづくりを推進します。

また，スポーツ関係団体が相互に連携できる仕組みや体制づくりの支援，スポーツに関わる組織体制の充実を図ることにより，幅広い世代の市民がスポーツ活動を通じ，地域間，世代間において相互に交流できるような環境づくりを支援します。

（1）地域スポーツクラブの活動支援

地域スポーツクラブなどの身近な地域における市民の自主的なスポーツ活動を支援することにより，幅広い世代の市民がスポーツを通じて相互に交流できる環境づくりを行います。

（2）スポーツ指導者の養成

身近な地域における市民の自主的なスポーツ活動を支援するため，ボランティアなど地域のスポーツ指導者の養成等に取り組みます。

基本施策【10】

総合型地域スポーツクラブの普及促進

総合型地域スポーツクラブの普及を促進するため、クラブの概要等について周知するとともに、プログラム内容の充実や気軽に参加できる仕組みづくりに努めます。

また、クラブへの支援やクラブ活動に必要なスポーツ施設を確保する方策等について、市民ニーズを踏まえ検討します。

○スポーツクラブ教室メニューの見直しと充実（再掲）

○より身近にスポーツへの参加が可能な方策の検討

基本施策【11】

自主活動グループの育成・支援

定期的にスポーツに取り組む市民の増加を図るため、生活習慣病予防や介護予防等を目的とした教室を実施し、その参加者を中心にウォーキングや体操などの自主活動グループの育成に取り組みます。

また、そうした自主活動を継続させるため、リーダー育成などの支援を行います。

○自主活動グループの育成 ⑧リーダー育成研修会の実施

⑧自主活動グループ間の交流促進

基本施策【12】

スポーツ推進委員の育成

地域住民へのスポーツ普及に重要な役割を果たすスポーツ推進委員を対象とした研修会や講習会の開催を通じて、スポーツ推進委員相互の交流やスキルアップを図ります。

○実技研修会・講習会（年3回、随時）の開催

○スポーツ推進委員研修会への派遣

基本施策【13】**スポーツ指導者の養成・活用**

スポーツ指導者に対し、外部講師による講習会や研修会を開催するなど、スポーツ指導者の人材育成を図ります。

また、市内の各地域・学校・職場において実施されるスポーツ関連の研修やイベントに実技指導者を紹介、派遣し、生涯スポーツの推進を図ります。

○指導者育成研修会（年1回、2月頃）の開催

○県スポーツリーダーバンク，市生涯学習人材バンク制度の活用

○県体育協会スポーツ団体指導者派遣事業の活用

基本施策【14】**玉野市スポーツ振興財団の連携強化**

玉野市スポーツ振興財団と連携し、組織的・継続的なスポーツ活動の推進を図るとともに、利用者ニーズに応じた、スポーツ施設の管理運営の充実とサービス向上に努めます。

また、玉野市スポーツ振興財団や玉野市体育協会等のスポーツ関係機関がスポーツ推進の中核となり、相互に連携し協力する体制づくりに取り組みます。

○施設利用者に対するサービスの向上 ○利用料金体系の見直し検討

基本施策【15】**スポーツ関係団体間の連携強化**

スポーツイベントや意見交換の場を通じて、玉野市体育協会やスポーツ少年団など、スポーツに関わる事業を行う関連団体間の連携をさらに強化し、各種スポーツ施策を効果的に推進します。

○スポーツ推進審議会等を通じた団体間の連携強化

重点目標 4 スポーツ施設の充実

スポーツを気軽に取り組むことのできる環境を整えるため、市民のスポーツ拠点となる施設の利便性をさらに向上させるとともに、スポーツに関する市民ニーズの把握に努め、より多くの市民が、安全で快適に利用できるスポーツ施設の充実に取り組みます。

(1) 市民ニーズに応じたスポーツ施設の充実

既存のスポーツ施設等の利便性をより高め、市民がより快適にスポーツに取り組むことができる環境の充実に努めます。

基本施策【16】

スポーツ施設の充実

既存の体育館やスポーツ施設は、建設から長い期間が経過し老朽化しているものが多いことから、利用者の安全性や利便性を考慮し、施設や設備の点検・整備を行うとともに、市民が安全で快適にスポーツに取り組める環境が提供できるよう、計画的に施設の修繕、改修を行いつつ、管理・運営についても効率化を図ります。

また、高齢者や障害者にとって利用しやすい施設とするため、玉原運動公園内に障害者用トイレやスロープの設置を検討します。

さらに、スポーツを通じた児童の健全育成並びに地域住民の健康増進・体力増進のため、学校施設（運動場・体育館）の開放を通じて、身近な地域での市民のスポーツ活動の機会の確保を図ります。

あわせて、スポーツニーズの多様化に伴う利用需要に対応するため、学校運営に支障のない範囲で一層の施設開放を推進します。

○計画的な施設の修繕改修

○施設管理・運営の効率化

○施設のバリアフリー化の検討

○学校体育施設の開放と利用促進

4 計画の評価指標

計画に関する目標値として、下記の評価指標を設定します。

【評価指標】

①市民のスポーツ実施率（週1回以上）

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
47.7%	63%	65%

②市民のスポーツ実施率（週2～3回以上）

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
33.5%	35%	40%

※国計画の目標値

成人のスポーツ実施率（週1回以上）の向上

平成30年度までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%

週3回以上のスポーツ実施率 30%

※県計画の目標値

成人男女の週1日以上運動・スポーツを実施する割合

平成28年度までに、60%（晴れの国おかやま生き生きプラン掲載数値）

※現状値は毎年度実施している市民意識調査の数値

③体育施設の利用者数（レクセンター、玉原運動公園等）

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
168,052 人	217,000 人	220,000 人

④学校開放施設の利用者数（市内小・中学校）

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
12,228 人	15,000 人	18,000 人

⑤スポーツクラブ教室参加者数

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
1,640 人	1,800 人	2,000 人

⑥健康ウォーク事業参加者数

現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)	目標値 (H35 年度)
597 人	700 人	800 人

第4章 計画の推進にあたって

本計画に基づき、基本施策を着実に実施する推進体制と、その評価検証方法について記述しています。

1 計画の推進体制

2 計画の評価及び見直し

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、行政だけではなく市民、各種団体、関係機関など様々な主体が連携、協働し取り組むことにより推進するものです。

本計画に掲げる施策の推進状況においては、市による事務事業評価の実施や玉野市スポーツ推進審議会での審議等を通じて適切な進行管理に努めます。

2 計画の評価及び見直し

本計画の評価指標については、平成 25（2013）年度を現状値、平成 30（2018）年度を計画の中間年として中間目標値、平成 35（2023）年度を最終目標値として設定しています。市民意識調査や市民アンケート調査を適宜実施し、事業の進行状況の検証結果等を勘案しながら、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

その際には、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルを確立する仕組みを構築し、その実効性を高めます。

資料編

本計画策定に関する基礎資料を資料編として記述します。

1 玉野市スポーツ推進審議会

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 委員名簿
- (4) 開催状況と計画策定経緯

2 市民アンケート調査結果

- (1) アンケート調査の概要
- (2) アンケートの個人属性

3 パブリックコメント実施結果

1 玉野市スポーツ推進審議会

(1) 玉野市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に玉野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要な事項について調査審議し、又はこれらの事項に関して教育委員会に意見を具申する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

（議事）

第7条 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和44年玉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年3月21日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

2 玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和44年玉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（２）玉野市スポーツ推進審議会規則

（趣旨）

第１条 この規則は、玉野市スポーツ推進審議会条例（平成16年玉野市条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、玉野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員の構成）

第２条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （１） 社会体育関係者
- （２） 学校体育関係者
- （３） 学識経験者
- （４） 関係行政機関の職員
- （５） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

（重要な事項）

第３条 条例第２条に規定するスポーツの推進に関する重要な事項は、次に掲げる事項とする。

- （１） スポーツ推進計画及び実施計画に関すること。
- （２） スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- （３） スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- （４） スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （５） スポーツの団体の育成に関すること。
- （６） スポーツによる事故の防止に関すること。
- （７） スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （８） 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（意見の聴取）

第4条 会長は必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（傍聴）

第5条 会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(3) 審議会委員名簿

玉野市スポーツ推進審議会名簿 (順不同, 敬称略)

	氏 名	団体名	役職名	分野
会長	長尾 光城	川崎医療福祉大学 医療技術学部	学部長	学 識
委員	伊賀 彪	玉野市スポーツ少年団	本部長	社会体育
委員	加藤 浩久	玉野市体育協会	会長	〃
委員	杉山 幸治	玉野市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	〃
委員	滝口 堅	玉野市総合スポーツクラブ指導員協議会	会長	〃
委員	山本 利夫	玉野市レクリエーション協会	会長	〃
副会長	豊田 啓介	玉野市スポーツ振興財団	常務理事	〃
委員	尾崎 勝	公益財団法人 岡山県体育協会 玉野スポーツセンター	所長	〃
委員	國屋 成之	岡山県中学校体育連盟玉野支部	支部長	学校体育
委員	村木 哲朗	岡山県小学校体育連盟玉野支部	支部長	〃
委員	藤原 裕士	玉野市教育委員会	次長	行 政

オブザーバー	佐藤 正敏	岡山県高等学校体育連盟 (県立玉野光南高等学校 校長)	会長	学校体育
オブザーバー	清田 耕介	岡山県環境文化部スポーツ振興課	副課長	行 政

(4) 開催状況と計画策定経緯

日時	内容
平成25年 8月23日(金) 14時 市役所 第1委員会室	第1回 審議会 ・委嘱状の交付 ・玉野市スポーツ推進計画の策定について ・前計画の評価・検証と新計画の方向性について ・スポーツに関する市民アンケート調査について
平成25年 8月30日(金) ～9月20日(金)	計画策定にかかる市民アンケート調査実施
平成25年11月27日(水) 14時 市役所 第1委員会室	第2回 審議会 ・スポーツに関する市民アンケート調査結果について ・計画素案の審議
平成26年 1月27日(月) ～2月10日(月)	計画案にかかるパブリックコメント実施
平成26年 2月19日(水) 10時 市役所 第1委員会室	第3回 審議会 ・計画最終案の審議

2 市民アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

①個人向け調査

区分	①一般	②小学生	③中学生
調査地域	玉野市全域	玉野市立 小学校 14 校	玉野市立 中学校 7 校
調査対象者	20 歳以上 市民	小学 5 年生 児童	中学 2 年生 生徒
送付件数	890 件	457 件	526 件
抽出方法	無作為抽出	—	
調査期間	8/29～9/13	8/29～9/20	
調査方法	郵送による配布・ 回収	各学校長へ依頼し、学校において 直接配布・回収	
回収件数	327 件	397 件	470 件
回収率	36.7%	86.8%	89.3%

②団体向け調査

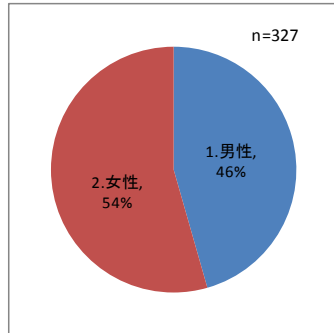
区分	2. 団体向け調査				
	①玉野市体育 協会加盟団体	②玉野市スポーツ 少年団単位団	③学校体育施 設利用団体	④体育施設利 用団体	⑤市内中学校 運動部
調査地域	玉野市全域			市総合体育館, 玉原運動公園, スポーツセンター	玉野市立 中学校 7 校
調査対象者	団体代表者 29 団体	団体代表者 41 団	団体代表者 90 団体	団体代表者	中学運動部 部活動顧問
送付件数	29 件	41 件	90 件	—	—
抽出方法	—				
調査期間	8/29～9/20				
調査方法	郵送による配布・回収			各施設・学校長へ依頼し、施設・ 学校において直接配布・回収	
回収件数	20 件	28 件	48 件	69 件	34 件
回収率	68.9%	68.2%	53.3%	—	—

(2) アンケートの個人属性

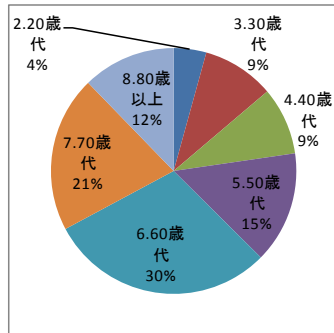
1. 個人向け調査（個人属性）

①一般

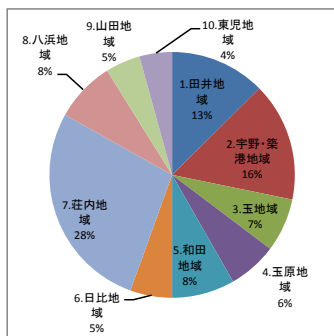
①-1. 性別



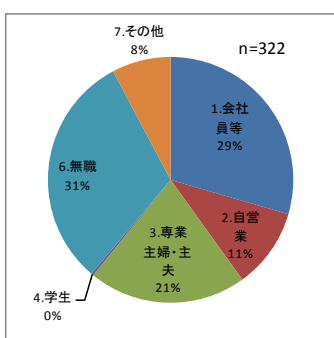
①-2. 年齢



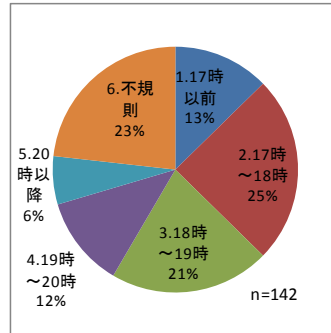
①-3. 居住地区



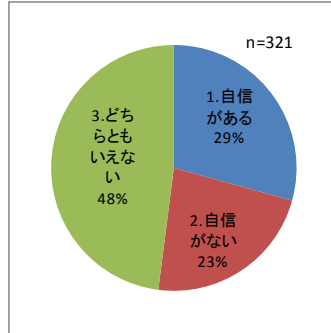
①-4. 職業



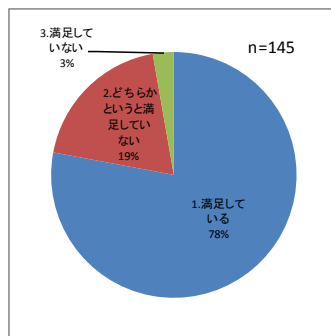
①-5. 帰宅時間



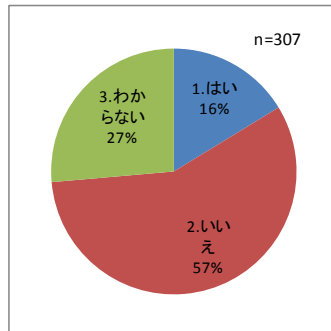
①-6. 健康状態（今、健康に自信がありますか？）



①-7. 活動に対する満足度（活動している人）



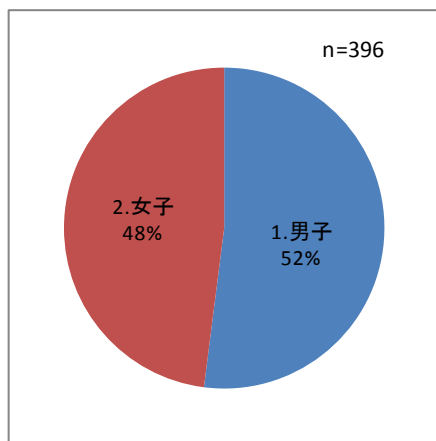
①-8. スポーツボランティア活動への参画意向（ボランティアに参画したいですか？）



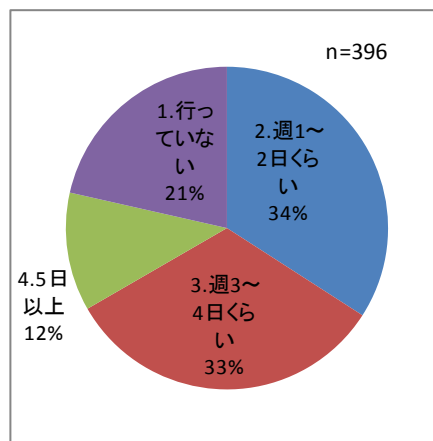
1. 個人向け調査（個人属性）

②小学生

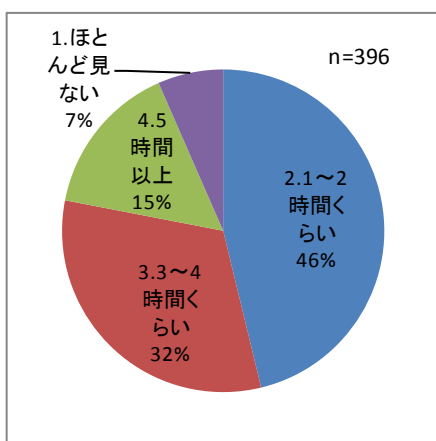
①-1. 性別



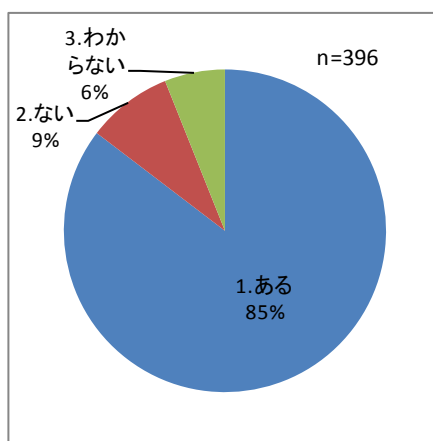
①-4. 塾・習い事の頻度



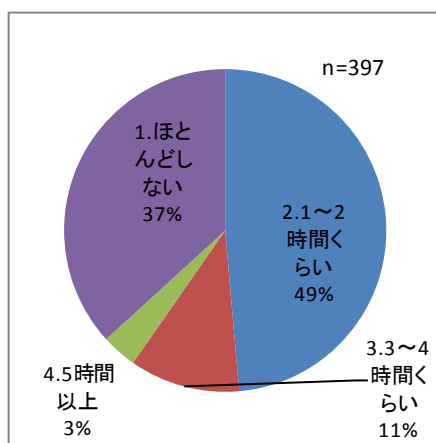
①-2. テレビの視聴時間



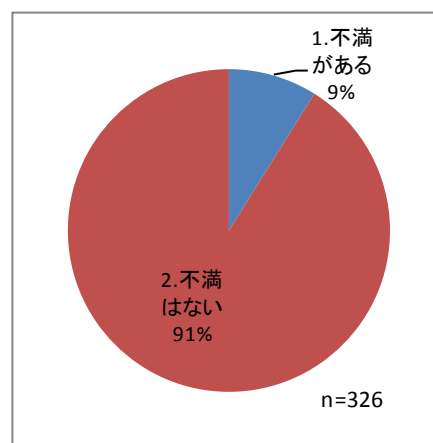
①-5. 外で遊べる場所の有無



①-3. 携帯・テレビゲームをする時間



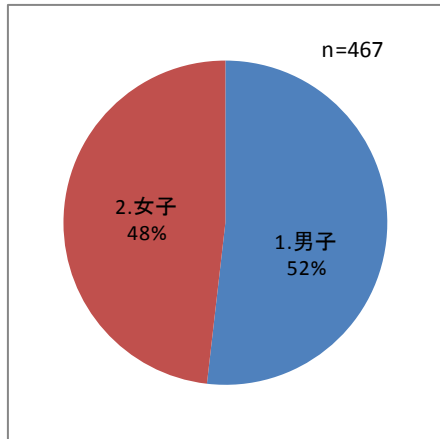
①-6. 活動に対する満足度（活動している人）



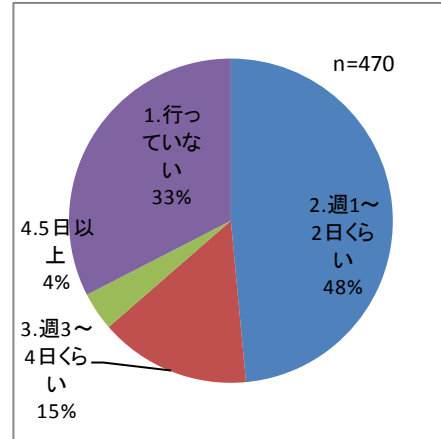
1. 個人向け調査（個人属性）

③中学生

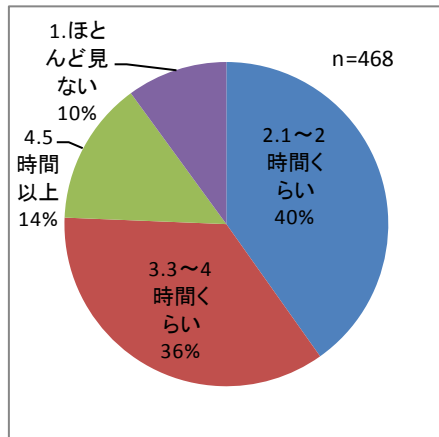
①-1. 性別



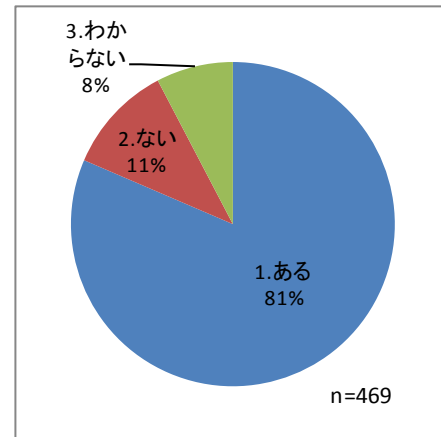
①-4. 塾・習い事の頻度



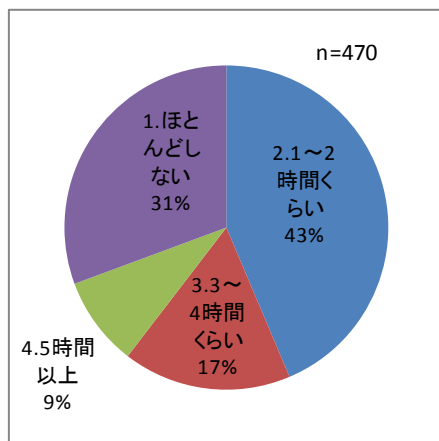
①-2. テレビの視聴時間



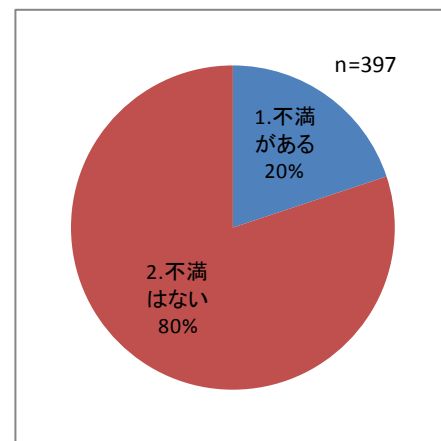
①-5. 外で遊べる場所の有無



①-3. 携帯・テレビゲームをする時間



①-6. 活動に対する満足度（活動している人）



3 パブリックコメント実施結果

区 分	内 容 等
(1)意見の募集期間	平成 26 年 1 月 27 日(月)～ 平成 26 年 2 月 10 日(月)
(2)意見の提出方法	郵送, FAX, 電子メール
(3)計画書(案)の 閲覧方法	市ホームページ, 市役所 2 階 情報公開室, 行政情報コーナー (各市民センター, 図書館, すこやかセンター, ミネルバ)
(4)周知方法	広報たまの 2 月号, 市ホームページに掲載
(5)意見提出件数	0 件

	玉野市スポーツ推進計画
発行年月	平成 26 年 3 月
編集・発行	玉野市教育委員会教育総務課スポーツ推進係 〒706-8510 玉野市宇野 1 丁目 27 番 1 号 TEL(0863)32-5571 FAX(0863)32-1329 ホームページ http://www.city.tamano.okayama.jp/

